

平成 28 年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

目次

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	3
1	業務の内容	3
(1)	本来業務（綜合法律支援法第30条第1項）	3
(2)	受託業務（綜合法律支援法第30条第2項）	3
(3)	東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）	4
2	法人の組織	4
3	法人の沿革	5
4	根拠法	5
5	主務大臣	5
6	資本金	5
7	役員の状況（平成29年3月31日現在）	5
8	職員の状況	5
III	中期目標・中期計画・年度計画	5
	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	5
IV	平成28年度の事業概要	6
1	総括	6
(1)	業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	6
(2)	地方協議会の開催	6
(3)	常勤弁護士確保	6
(4)	内部統制の構築・運用に関する点検	6
2	各業務	7
(1)	情報提供業務	7
(2)	民事法律扶助業務・震災法律援助業務	8
(3)	国選弁護等関連業務	9
(4)	司法過疎対策	10
(5)	犯罪被害者支援業務等	10
(6)	受託業務	11
V	平成28年度における業務実績	13
1	綜合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	13
(1)	業務運営の基本的姿勢等	13
(2)	組織の基盤整備等	19
(3)	組織の適正性堅持	28
(4)	関係機関等との連携強化	32
(5)	報酬・費用の立替・算定基準	35
(6)	自然災害等に関するリスクへの対応の構築	35

2	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	36
(1)	支援センターの業務全般に関する効率化	36
(2)	事業の効率化	39
3	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	45
(1)	情報提供業務	45
(2)	民事法律扶助業務	49
(3)	国選弁護業務	52
(4)	犯罪被害者支援業務	56
4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	61
(1)	自己収入の獲得	61
(2)	民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収	62
(3)	立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築	67
(4)	委託援助業務	67
(5)	財務内容の公表	69
(6)	予算、収支計画及び資金計画	69
5	短期借入金の限度額	70
6	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画	70
7	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	70
8	剰余金の使途	70
9	その他法務省令で定める業務運営に関する事項	70
(1)	認知度の向上に向けた取組の充実	70
(2)	施設・設備、人事に関する計画	73

I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業について、第1期中期目標期間中においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施等に対応してきた。

そして、第2期中期目標期間においては、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者がその被害の回復を求めるため弁護士・司法書士等に依頼をしようと考えても、既存の民事法律扶助制度の下では資力要件等の制約があり、それが弁護士・司法書士等へのアクセスの大きな障害となっているとの指摘がなされ、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）が成立した。これを受け、支援センターは、弁護士会、司法書士会等の関係機関等との連携の下、新たな事業として「東日本大震災法律援助事業」に取り組み、特に被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県においては、被災地における司法アクセスの更なる拡充のため、各県内合計7か所に被災地出張所を設置した。さらに、平成25年12月から、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始した。

第3期中期目標期間（平成26年4月1日から平成30年3月31日まで）においては、震災特例法の有効期限が平成30年3月末まで延長されたのを受け、支援センターは、東日本大震災法律援助事業を継続したほか、司法ソーシャルワーク(*)の推進に向け、司法ソーシャルワーク事業計画を策定し、同計画に基づいて、実施体制の整備、関係機関との連携強化等の取組を進めた。支援センターの認知度は上昇しており、平成28年度の認知度調査では56.4パーセントとなり、コールセンターへの問合せ件数も平成28年2月には累計で300万件を超えた。

そのほか、平成28年4月に発生した熊本地震の被災者に対しては、同年7月1日に一部施行された改正総合法律支援法（改正法は平成28年5月に成立）に基づき、無料法律相談を実施した。加えて、支援センターは、これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進した。

本報告書は、平成28年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

* 自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自らが法的支援を求めることが困難な高齢者・障がい者に対し、福祉機関等と連携を図り、

当該高齢者・障がい者にアウトリーチするなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく取組。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務

経済的にお困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務

- (ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。
- (イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する業務。

カ 被害者参加旅費等支給業務

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

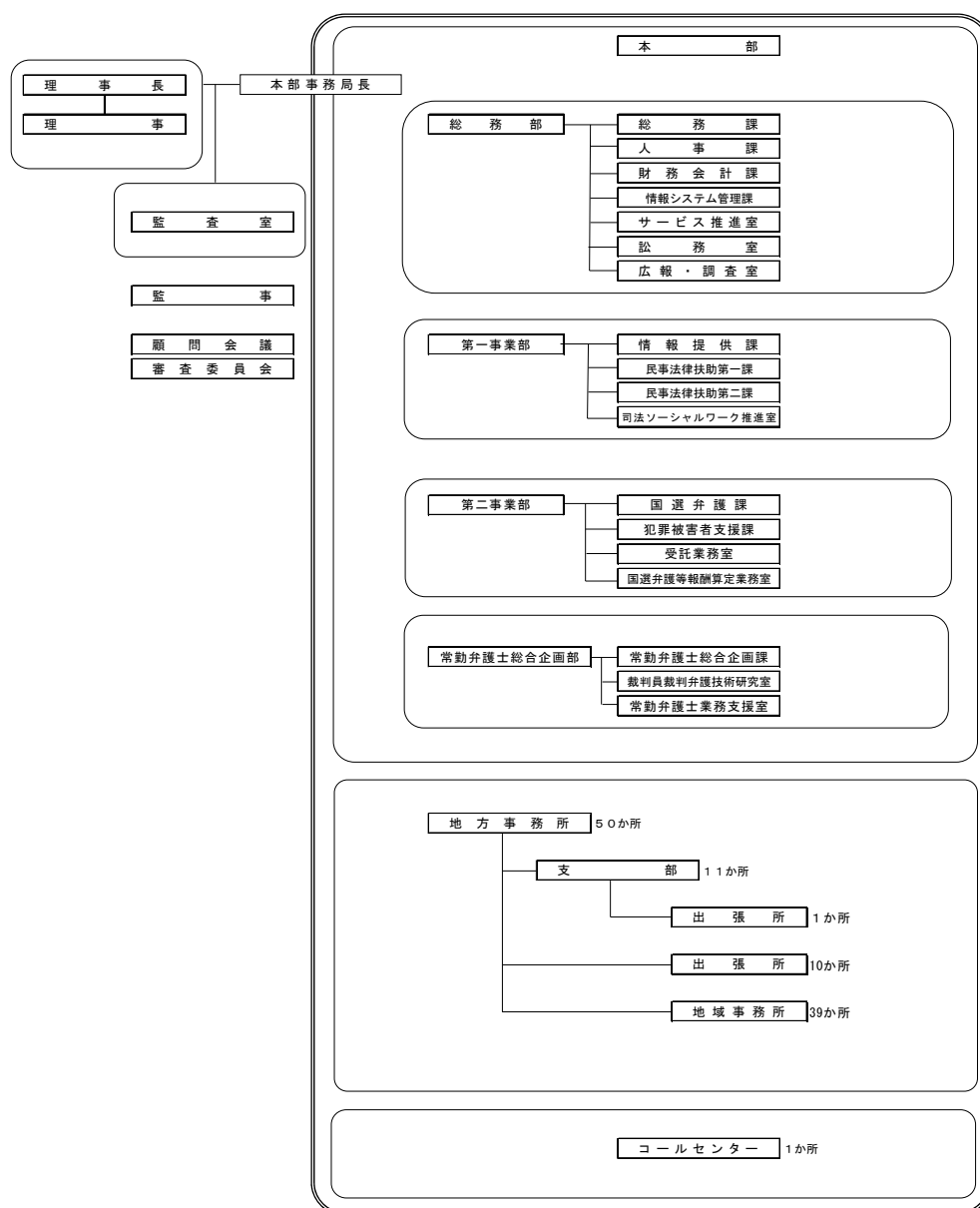
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

(3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成29年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、資料1のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成29年3月31日までの沿革については、資料2のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成29年3月31日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、平成16年法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

7 役員の状況（平成29年3月31日現在）

理事長 宮崎 誠（平成26年4月10日就任）

理事 田中 晴雄（平成25年4月10日就任）

同 山崎 学（平成28年4月10日就任）

同 安岡 崇志（平成23年4月10日就任）

同 坂本 かよみ（平成26年4月10日就任）

監事 津熊 寅雄（平成27年12月21日就任）

同 山下 泰子（平成24年9月3日就任）

8 職員の状況

平成29年3月31日現在、常勤職員数は937名（常勤弁護士を含む。）である。

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成26年2月に法務大臣から指示された同年4月1日から平成30年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を受け、中期計画を作成し、法務大臣に認可された。

また、支援センターは、中期計画に基づき、平成 28 年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、平成 28 年 3 月 29 日、法務大臣に届け出た。

【資料 3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

IV 平成28年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

広報活動を戦略的に実施し、支援センターの利用の促進を図るため、業務認知度を上げることに重点を置き、業務内容を具体的にイメージできるような広報活動を行った。

また、利用者の立場に配慮した業務遂行のため、接遇に関する研修を実施するとともに、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障がい者を対象とした出張法律相談を行った。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、協議内容を工夫しながら地方協議会を開催した。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第 30 条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成 18 年規程第 22 号）第 1 条）である。

平成 29 年 3 月 31 日現在で、常勤弁護士は合計 232 名となり、合計 87 か所（全国 41 か所の地方事務所、7 か所の支部、39 か所の地域事務所）に配置した。

なお、人数については資料 4、配置先については資料 5 のとおりである。

【資料 4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

【資料 5】常勤弁護士配置先一覧（平成 29 年 3 月 31 日現在）

(4) 内部統制の構築・運用に関する点検

内部統制推進委員会の下に設置した業務管理小委員会において、平成 27 年度に実施した業務・組織概況調査、各種監査での指摘事項のうち、リスクの高い項目から業務改善を行うとともに、コンプライアンス小委員会において、職員に対するコンプライアンス教育を強化した。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア コールセンターにおける情報提供

入電状況に応じたオペレーター配置や、各種の研修や民事法律扶助業務における資力要件確認等の実施により、効率的な運営と利用者に対するサービスレベルの維持の両立を図った。

平成 28 年度の間合せ件数は、349,599 件で、平成 27 年度に比べて 31,079 件増加した。

平成 18 年度からの情報提供業務における間合せ件数の推移は、資料 7 及び資料 8 のとおりである。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 8】平成 28 年度情報提供件数の推移

イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は全国合計 204,837 件で、平成 27 年度に比べ 1,850 件増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 8】平成 28 年度情報提供件数の推移

ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、東日本大震災の被災者等に向けた情報提供として、関係機関と連携を図り、ホームページに相談窓口情報一覧を継続して掲示したほか、熊本地震の被災者等に対する情報提供として、熊本地震に関する Q & A を緊急作成し掲示・更新を行った。

エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所の実情に応じて、連携の必要性が高い関係機関等に参加依頼をして地方協議会を開催することにより、利用者その他の関係者から、利用者の目線での業務遂行に資する実践的な意見を得ることができ、また、関係機関・団体との連携協力関係を新たに構築しあるいは引き続き確保することができた。また、地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体を個別に訪問して意見交換等を実施するなどし、高齢者・障がい者に対する法的支援に適切に対応ができるよう、関係機関・団体との連携・協力関係の充実・強化に努めた。

オ 東日本大震災に対する対応

被災地に設置した被災地出張所において、消費者庁・地元自治体と協力し、

各種専門家によるワンストップの相談会を実施した。

平成 23 年 11 月から設置した震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）については、平成 28 年度も継続して被災者からの問合せに対応した。

(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成 28 年度における民事法律扶助業務と震災法律援助業務を合わせた援助実績は、法律相談援助実施件数が 351, 215 件、代理援助開始決定件数は 19, 054 件、書類作成援助開始決定件数は 3, 908 件であった。民事法律扶助のみの法律相談援助件数（298, 220 件）は、平成 27 年度実績（286, 602 件）に比べて増加し、震災法律相談援助（52, 995 件）を加えると平成 27 年度比 102. 9%となった。また、代理援助開始決定件数は、民事法律扶助（108, 583 件）のみでは平成 27 年度実績（107, 358 件）を上回ったが、震災代理援助（471 件）を加えたものでは平成 27 年度比 99. 6%と微減した。

平成 24 年 4 月 1 日に業務を開始した震災法律援助については、震災法律相談援助 52, 995 件のうち、77. 5%が宮城・福島・岩手の被災三県における相談であった。また、震災代理援助（471 件）の内訳は、ADR 申立手続が最も多く、次いで金銭事件が多かった。

なお、民事法律扶助及び震災法律援助の代理援助事件及び書類作成援助事件の事件別内訳は、資料 13、資料 14、資料 15 及び資料 16 のとおりである。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 9】平成 28 年度援助申込状況（民事法律扶助）

【資料 10】平成 28 年度援助申込状況（震災法律援助）

【資料 11】平成 28 年度援助決定件数等状況（民事法律扶助）

【資料 12】平成 28 年度援助決定件数等状況（震災法律援助）

【資料 13】平成 28 年度代理援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

【資料 14】平成 28 年度代理援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

【資料 15】平成 28 年度書類作成援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

【資料 16】平成 28 年度書類作成援助事件の事件別内訳（震災法律援助）

【資料 28】最近 5 年間の援助決定件数の推移

イ 契約弁護士・契約司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた結果、平成 29 年 4 月 1 日時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は、21, 885 名（平成 28 年 4 月 1 日時点から 852 名増）、契約司法書士数（受託予定者契約）は、7, 193 名（同 65 名増）となった。

また、震災法律援助業務に関しては、平成 29 年 4 月 1 日時点で、弁護士 3, 134 名（平成 28 年 4 月 1 日時点から 91 名増）、司法書士 1, 205 名（同 13

名増)と震災法律援助契約を締結しており、契約弁護士・契約司法書士を全国で確保した。

【資料 7】 日本司法支援センター業務実績

【資料 17】 契約弁護士数 (民事法律扶助・震災法律援助)

【資料 18】 契約司法書士数 (民事法律扶助・震災法律援助)

ウ 立替金等の状況

平成 28 年度の代理援助に係る立替金合計 (常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。)は 155 億 7,596 万円、書類作成援助に係る立替金合計 (前同)は 3 億 7,328 万円、法律相談援助に係る費用は 19 億 4,018 万円であり、平成 28 年度中の償還金は 108 億 7,299 万円であった。

生活保護受給者について償還猶予、免除を原則としたことや、償還免除の一括処理を行ったこともあり、償還免除とみなし消滅の合計は 45 億 4,188 万円となった (平成 27 年度比 95.4%)。

【資料 52】 平成 28 年度立替金残高表

【資料 53】 平成 28 年度法律相談費実績

【資料 54】 平成 28 年度代理援助立替金実績

【資料 55】 平成 28 年度書類作成援助立替金実績

(3) 国選弁護等関連業務

ア 受案件数

平成 28 年度の被疑者国選弁護事件受案件数は 66,579 件 (平成 27 年度比 5.42%減)、被告人国選弁護事件受案件数は 56,388 件 (同 5.24%減)、国選付添事件の受案件数は 3,427 件 (同 7.33%増)であった。

【資料 7】 日本司法支援センター業務実績

【資料 19】 国選付添事件受案件数

【資料 29】 国選弁護事件受案件数 (被疑者)

【資料 30】 国選弁護事件受案件数 (被告人)

イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努め、同契約弁護士数は平成 29 年 4 月 1 日時点で 27,667 名となり、前年に比べ 1,297 名増加した。また、国選付添人契約弁護士は、平成 29 年 4 月 1 日時点で 14,272 名となり、前年に比べ 863 名増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 20】国選弁護士契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

【資料 21】国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)

(4) 司法過疎対策

平成 28 年度末において、司法過疎対策として設置している地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）数は 35 か所であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士数は 54 名となった。

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の経験や知識を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えることがないように、その心情に配慮しながら情報提供を行っている。平成 28 年度の間合せ件数は合計 12,014 件となり、平成 27 年度に比べ 1,042 件減少した。

また、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者の直接面談による情報提供、さらに、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介業務を行った。地方事務所における「犯罪被害・刑事手続等」に関する間合せ件数は全国で 13,825 件であり、平成 27 年度に比べ 445 件増加し、精通弁護士の紹介は 1,677 件であり、平成 27 年度に比べ 74 件増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 22】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績

【資料 23】平成 28 年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した間合せ内容

【資料 24】平成 28 年度地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

【資料 40】平成 28 年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の間合せに関する紹介先機関・団体

【資料 41】地方事務所における間合せ件数実績（犯罪被害者支援業務）

【資料 42】平成 28 年度地方事務所に対応した間合せ内容（犯罪被害者支援業務）

イ 国選被害者参加弁護士関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は 4,709 名（平成 29 年 4 月 1 日現在）となり、前年に比べ 260 名増加した。

また、平成 28 年度における被害者参加人からの選定請求件数は 511 件となり、平成 27 年度に比べ 10 件減少した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料 50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

ウ 被害者参加旅費等支給業務

平成 28 年度における被害者参加人の旅費等請求件数は 2,912 件であり、支給額は 2,051 万 2,355 円であった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 57】平成 28 年度被害者参加旅費等支給業務実績

(6) 受託業務

現在、受託業務としては、平成 19 年 4 月 1 日から開始された公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」と、同年 10 月 1 日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」の 2 種類を行っている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

(7) 業務内容

我が国に永住帰国した中国残留邦人等は、我が国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続（具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立て等）が必要となるところ、支援センターは身元判明者への弁護士による法的援助に関する業務を受託している。

(1) 件数

平成 28 年度における中国残留孤児基金援助の事業計画上の予定件数は 5 件であったが、申込みはなかった。

【資料 25】平成 28 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

イ 日本弁護士連合会委託援助業務

(7) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障がい者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律援助の 9 つにわたるが、いずれも契約弁護士による活動と弁護士報酬や費用等を援助するものである。

(イ) 件数

平成 28 年度における日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は 22,444 件（平成 27 年度比 128 件減）であった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 25】平成 28 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

V 平成28年度における業務実績

1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務運営の基本的姿勢等

ア 総論

【年度計画】

支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行に努める。

利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。

支援センターに寄せられた契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等を「利用者からの声」として、契約弁護士・司法書士等に伝え、利用者の立場に立ったサービスの提供につながるよう努める。

多様な意見を今後の業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を1回以上開催して、必要に応じて業務の改善を行う。

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められている。

1 利用者からの意見、要望等の取扱い

本部及び全国の地方事務所へ寄せられた利用者からの様々な意見、要望、苦情等については、本部サービス推進室にて「利用者から寄せられた声」として、情報を毎月集約の上、理事長及び監事に対して定期的に報告し、支援センターの業務運営に役立てている。

また、こうして寄せられた貴重な意見等は、業務別や内容別（職員や契約弁護士等の対応に関するものなど。）に分析を行い、特にその内容から、業務の改善が必要と考えられる事案については、支援センターとして求められる適切な対応策を検討の上、全国の執務の参考としてグループウェアへ掲示し、迅速な情報共有を図った。

さらに、新規採用者研修や3級昇格者研修、マネジメント基礎研修等の各種研修において、利用者から実際に寄せられた苦情等を題材としたロー

ルプレイやグループ討議等を行い、利用者への適切な対応についてスキルの向上を図った。

2 契約弁護士・司法書士への「利用者からの声」の伝達

一般契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等の「利用者からの声」を当該一般契約弁護士等へ直接伝達するスキームを引き続き実施した。

具体的には、「親身に相談にのってくれなかった。」、「事件処理に時間がかかっているが説明がない。」といった「利用者からの声」を一般契約弁護士等へ伝達している。

3 顧問会議の開催状況

平成29年2月2日に第15回顧問会議を開催した。

〈会議の概要〉

総合法律支援法が改正（平成28年6月3日公布）され、特定援助対象者（認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等）やDV・ストーカー等被害者に対する資力を問わない法律相談の実施等の業務が追加されたことから、その施行に向けての課題等を協議した。

（注） 顧問会議のメンバーは次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井 卓爾	東京商工会議所副会頭
片山 善博	慶応義塾大学教授
高木 剛	一般財団法人国際労働財団理事長
滝鼻 卓雄	ジャーナリスト
竹下 守夫	一橋大学名誉教授
津島 雄二	弁護士
中山 弘子	元新宿区長
坂東真理子	昭和女子大学学長
村木 厚子	元厚生労働事務次官

4 組織運営理念の周知徹底

階層別研修の各階層において、法テラス運営理念に関する講義を実施し、我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実化・効率化について論じさせるなど、支援センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識させた。

【資料6】法テラス運営理念

イ 東日本大震災の被災者に対する援助の充実

(7) 震災法律援助事業による援助の充実

【年度計画】

震災法律援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等によれば、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められている。そのため、巡回・出張相談（移動相談車両の活用を含む。）、夜間・休日相談を組み合わせ、また、テレビ電話相談を活用するなど、被災者支援の充実を図る。

1 震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策の検討・実施

過去の利用実績の分析から、震災法律援助から震災代理援助や震災書類作成援助に結びつく割合の高い原発事故損害賠償請求に関する事案について、「原発弁護団」と連携し、同弁護団の震災援助説明会や原発事故による避難者支援団体等の説明会において、震災代理援助等の利用に関する説明等を行い、震災代理援助及び震災書類作成援助の利用促進を図った。

また、契約弁護士向けの研修会等で震災法律援助事業についての業務説明を行い、震災代理援助及び震災書類作成援助の利用促進を図った。

その結果、28年度は、ADR関係の震災法律援助280件のうち41件（14.6%）が代理援助につながったが、全体としては、震災発生から一定程度の時間が経過したこともあり、利用対象が震災に起因する事案に限られる震災代理援助及び震災書類作成援助の利用件数は減少した。

2 被災者支援の充実

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充を推進するため、移動相談車両の活用を含めた仮設住宅及び相当程度の相談需要が見込める司法過疎地への巡回・出張相談を実施（震災巡回相談、561件、震災出張相談197件）したほか、全ての被災地出張所において夜間相談ないし休日相談を実施した（夜間相談48件、休日相談47件）。また、被災地出張所法テラスふたばにおいて、テレビ電話相談を引き続き活用（15件）した。

これらの方策により、被災者支援の充実を図った結果、平成29年3月に行った震災法律相談援助利用者への満足度調査では、アンケート回答者1,126人のうち973人（86.4%）から、法テラスを利用して良かったとの回答を得た。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料10】平成28年度援助申込状況（震災法律援助）

【資料12】平成28年度援助決定件数等状況（震災法律援助）

(イ) 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実

【年度計画】

法的問題を抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、被災者のニーズに適した各種専門家による情報提供サービスを提供するなどのきめ細かい対応を行うよう努める。

震災法律援助事業による被災者支援を行うことができない場合であっても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施する。

1 震災法律援助事業以外の手法によるきめ細かい対応

(1) 「東日本大震災相談事例Q&A」

ホームページ上に「東日本大震災相談事例Q&A」を継続的に掲載し、被災者や被災関係者の相談事例を基にした情報提供を実施するとともに、相談項目ごとのQ&A一覧を掲載・更新することで、利用者の利便性の向上を図った。

(2) 「東日本大震災に関する相談窓口一覧」

ホームページ上に「東日本大震災に関する相談窓口一覧」を継続的に掲載し、関係機関との連携の下、利用者の利便性の向上を図った。

(3) 「震災法テラスダイヤル」

震災に関する法制度や相談窓口等の情報提供専用のダイヤル「震災法テラスダイヤル」をコールセンター内に設置し、被災者や被災関係者からの問合せに対応した。

なお、震災法テラスダイヤルでは、平成28年4月の熊本地震発生後、速やかに体制整備を行い、同年5月14日以降は、熊本地震の被災者からの問合せにも対応し、被災者のニーズに適した情報提供を迅速に実施した。

(4) 「ワンストップ相談会」の実施

地元自治体の要望や前年度の相談会実施状況も考慮の上、宮城、岩手、福島各県に設置した7か所の被災地出張所において、消費者庁、地元自

治体と連携し、弁護士以外の各種専門家による「ワンストップ相談会」を継続実施し、被災者のニーズに適したきめ細かい情報提供サービスを実施した。

(5) 「女性の悩みごと相談」の実施

内閣府男女共同参画局との連携により実施する「女性の悩みごと相談」を、平成24年2月から被災地出張所法テラス南三陸において開始し、平成26年4月から実施場所に被災地出張所法テラス山元及び同法テラス東松島を加え、これらを継続実施し、被災地における女性の悩みによりきめ細やかに対応した。

2 被災者（震災法律援助事業対象外）に対する民事法律扶助制度の活用

震災法律援助事業の直接の対象とならない被災者に対しても、自治体や地域包括支援センター、被災者本人から連絡があったときには、民事法律扶助の法律相談援助（高齢者を対象とした巡回相談や出張相談を含む。）を検討し実施するなど、民事法律扶助の制度を活用した対応を行った。

ウ 高齢者や障がい者等に対する支援の充実

【年度計画】

司法ソーシャルワーク事業計画の進捗状況を踏まえ、常勤弁護士を含めた担い手となる弁護士・司法書士を確保するとともに、福祉機関・団体（地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等）を対象とした司法ソーシャルワークに関する協議会等を開催するなどして、福祉機関・団体との連携強化を図る。

福祉機関・団体と連携し、指定相談場所を増加させ、併せて、巡回相談の件数を増加させる。

また、福祉機関・団体との連携を契機として実施される出張相談、センター相談及び事務所相談を増加させる。

全国の地方事務所で実施した高齢者・障がい者疑似体験実習等の研修の成果をいかし、高齢者・障がい者への配慮について、各地の地方事務所で実施している取組を全国で共有することによりサービスの向上を図る。既に作成している高齢者、知的障がい者及び視覚障がい者向けの各パンフレットについて、関係機関・団体の意見を踏まえて改善を図った上、必要に応じて関係機関・団体に配布する。

1 司法ソーシャルワーク

(1) 担い手となる弁護士・司法書士の確保

司法ソーシャルワーク事業計画で出張相談等の担い手となる弁護士・司法書士を確保するとしているところ、地方事務所において、弁護士会・司

法書士会との協議により、出張相談担当者名簿や弁護士会の高齢者・障がい者相談窓口への取次ぎの仕組みを整えるなどした。さらに、担い手育成の観点からも、常勤弁護士間で司法ソーシャルワークの手法を共有するために、実務トレーニー・実務トレーナー研修を計13回実施した。

(2) 福祉機関・団体等との連携の強化

地方事務所において、福祉機関・団体の職員を対象に「司法ソーシャルワーク」「高齢者・障がい者支援」をテーマとした地方協議会を計62回開催したほか（平成27年度比3回減）、福祉機関・団体の職員を対象とした業務説明等を1,308回開催した。このうち、地域包括支援センター職員を対象としたものが443回、福祉事務所職員を対象としたものが94回、社会福祉協議会職員を対象としたものが386回であった。

さらに、地方事務所における連携強化の取組を、指定相談場所の指定や出張法律相談の受付実施、ホットラインなどの連携スキーム構築等につなげるため、各地の連携スキーム構築事例を整理・分析して「連携スキーム構築マニュアル」を作成した。その上で、支援センターの各種会議の場での同マニュアルのポイントの説明や、各階層の職員研修で司法ソーシャルワークに関するグループディスカッションを行うなどにより、連携手法の組織内共有を図った。

(3) 連携を契機とした法律相談援助の実施

福祉機関・団体の施設を指定相談場所に指定した数は、平成27年度の85か所から152か所に増加した。また、福祉機関・団体との連携を契機とした巡回法律相談援助件数は、平成27年度の488件から438件に減少したものの、主要な連携対象機関である地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会を対象とした巡回法律相談の件数は、平成27年度の136件から193件に増加した。

そのほか、連携を契機とした出張相談及びセンター相談・事務所相談の各実施件数については、平成28年6月に、対象となる法律相談援助データを抽出する仕組みを稼働させ、集計を行った結果、平成29年3月末日までの10か月間の実績は、出張相談が639件、センター相談・事務所相談が2,578件であった。

2 高齢者・障がい者へのサービス向上

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを受け、サービス介助士の資格を取得した本部担当職員が、新規採用者研修（平成28年4月実施）において車いすを使用した介助演習を実施したほか、民事法律扶助担当職員等合同研修（平成28年11月実施）において専門の講師を招き、高齢者や障がいを持つ利用者に対して合理的な配慮を提供できるよう、その特性に対して正しい理解を習得することを

テーマとした講義（演習形式を含む。）を実施した。さらに、各地に寄せられた高齢者・障がい者への配慮に関する事例を全職員で共有するなどして、高齢者・障がい者に対するサービスの向上に取り組んだ。

また、平成27年度に改訂した対象者ごとのパンフレット（高齢者向け、知的障がい者向け、視覚障がい者向け）を全国の地方事務所に配備し、地方事務所において、地方事務所協議会等における出席者への配布や、関係機関での備置きの依頼等を行った。

(2) 組織の基盤整備等

ア 支援センターの職員

(7) 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等

【年度計画】

(7) 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を踏まえた真に必要なものとする。

支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることができる人材の確保・活用を図る観点から職員の採用・配置等を行う。

常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、既に配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。その上で、関係機関等との連携協力関係の確保・強化も含めて総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要と認められる地域に順次配置する。

常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。）、その地域での役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件

の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

常勤弁護士については、大規模災害等において機動的に法的サービスを提供できるようにするための具体的な態勢整備の方策を検討する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。

また、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等を策定する。

そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。

1 一般職員について

(1) 採用

一般職員の採用に当たっては、多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか面接を複数回実施することにより、公共性の高い支援センターの多様な業務への適性を判断し、幅広い知識を備え、利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めた。面接の実施に際しては、局部長、課室長及び課室長補佐のほか、係長及び主任を面接員とし、様々な視点から受験者の能力及び適性を判断した。

採用試験の実施に当たっては、卒業後5年間を新卒採用の対象者とする運用として一般公募試験を実施し、218名の選考を行い、24名を採用した。

また、有期契約職員から常勤職員への登用については、前記と同様の試験内容に加え、当該有期契約職員の所属する職場の管理者による評価も採用決定の資料とした。支援センターにおける知識・経験が豊富な有期契約職員については、常勤職員に登用することにより即戦力となり得ることから、23名を対象に常勤職員への登用試験を実施し、8名に登用した。

(2) 人事配置

一般職員の配置に当たっては、平成29年4月期の広範な人事異動（154名）に向け、各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等を勘案しながら業務の平準化及び事務手続の合理化に資する再配置を検討するとともに、総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上を図るための配置に努めた。

2 常勤弁護士について

(1) 常勤弁護士の採用

ア 就職説明会の開催、採用案内の周知等による人材の確保

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターのホームページにおいて常勤弁護士の業務内容や最新の就職説明会情報等を随時掲載するとともに、司法試験合格者等に採用案内等を配布して、合格後の早い段階から常勤弁護士への関心を高める取組を行った。また、日本弁護士連合会、各弁護士会、法科大学院及び司法試験予備校等の協力を得て、司法修習生等を対象とする就職説明会を13回にわたり実施し、支援センターの運営方針、常勤弁護士の業務内容、魅力、求める人材像、待遇等について説明した。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士を採用するため、日本弁護士連合会の協力を得て、同連合会のホームページ、会員専用サイト、メールマガジン等に就職情報を掲載した。

イ 選択型実務修習、エクスターンシップの受入れ、法科大学院生を対象とした説明会の開催による常勤弁護士への関心の促進

支援センターや常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことを通じて業務の意義や魅力を実感してもらうべく、司法研修所の選択型実務修習企画に参加し、各地の支援センター事務所において、合計72名の司法修習生を受け入れた。

また、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受入れも積極的に行い、各地の支援センター法律事務所において、合計23名の法科大学院生を受け入れた。

さらに、法科大学院生を対象とした説明会を合計7か所で開催し、司法試験合格前の時期から常勤弁護士への関心を高める取組を行った。

ウ 総合評価のための面接の実施

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員として総合法律支援の取組に意欲的であるだけでなく、弁護士として必要な事務処理能力やコミュニケーション能力等を見極める必要があることから、各応募者について、日本弁護士連合会から意見を徴した上で、採用面接を実施した。

エ 新規採用者の確保

以上の取組により、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑かつ効率的な運営に適應でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努めた。

28年度は、93名の応募者の中から、26名（司法修習修了直後の者21名、法曹経験者5名）を採用した。

(2) 常勤弁護士の配置

ア 常勤弁護士の配置の必要性、配置人員の妥当性の検証

事務所ごとの常勤弁護士の業務量等を把握・分析するとともに、地方事務所を対象に、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施し、必要に応じて幹部らも各地へ赴いてヒアリングを行った上、民事法律扶助事件数や国選弁護事件数、平成27年度に検討した常勤弁護士の役割等を踏まえ、日本弁護士連合会と連携して、常勤弁護士の配置の必要性等を検討した。

イ 配置人数等

前記取組により、平成28年3月31日時点と比較して、9か所での増員、18か所での減員を実施し、平成29年3月31日時点で全国に232名の常勤弁護士を配置した。

(3) 常勤弁護士の事件により生じる財政的効果の把握等

常勤弁護士が取り扱う事件の困難性や常勤弁護士が情報提供等を行った件数も踏まえた上で、事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析した。また、取扱事件数が業務量に直結しない事情を更に適切に把握するべく、常勤弁護士による情報提供等の活動を把握するための報告書式を改訂した。

さらに、前記把握・分析した情報やデータを基に、事務所ごとの収支を試算し、常勤弁護士が事件を取り扱ったことで生じた財政的な効果を明らかにすべく検討を進めた。

(4) 大規模災害等における法的サービスの提供のための体制整備

大規模災害等が発生した場合に、常勤弁護士を活用して機動的に法的サービスを提供する態勢整備の方策として、研修等において、平成28年4月の熊本地震及び同年10月の鳥取地震等の過去の大規模災害の知識及び経験を共有するとともに、必要な事前準備等についての検討を行った。なお、熊本地震への対応に関しては、弁護士会と連携し、被災者等を対象とした無料法律相談に常勤弁護士を参加させるなどの支援も行った。

【資料4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成29年3月31日現在）

【資料31】平成28年度常勤弁護士就職説明会等実施状況

【資料32】平成28年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料33】平成28年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

3 コールセンター職員の配置等について

(1) 情報提供件数、業務量の推移

コールセンターにおける情報提供件数は、349,599件（平成27年度は318,520件）であり、平成27年度と比較して件数が増加した。

さらに、コールセンターが民事法律扶助業務における資力要件の確認を

行う対象事務所は、59地方事務所・支部・出張所（平成27年度は46地方事務所・支部）に拡大し、また、地方事務所に電話が繋がらないという苦情を解消する施策の一環として、平成27年10月から開始した各地方事務所における話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から10秒以内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送する取組を継続実施した。加えて、メールによる情報提供につき、スマートフォンや携帯電話からの問合せを可能にする対象拡大を行ったこと等から、コールセンターの業務範囲は大幅に拡大した。

(2) (1)に応じた職員配置の見直し

前記業範囲の拡大の一方で、入電件数や業務量等を分析し、曜日や時間帯別の入電件数に合わせた適切なシフト体制を敷くなど、職員配置の工夫により、新規雇用の人数を抑制し、効率的な運営を実現した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成28年度情報提供件数の推移

(イ) 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上

【年度計画】

以下の研修等を実施し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムの構築を進める。

(ア) 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた体系的な研修を企画・立案して計画的に実施し、実務能力や専門性の向上を図る。

(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図ることはもとより、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、随時研修内容を見直したり、より一層の内容の充実を図りながら実施するよう努める。

また、ブロック単位での研修を充実させ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図り、全体的な能力・技量の向上を図る。

(ウ) 上記の研修を実施し、意識・能力等の高い職員（常勤弁護士を含む。）については、国、地方公共団体等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

1 一般職員に対する体系的な研修制度の実施等

中長期的な人材育成プログラムを構築するために、平成28年度は、研修制度に関するプロジェクトチームが平成27年度にまとめた研修要綱（当センターの研修制度の中核をなす階層別研修を大幅に改定したもの。）に沿った研修計画を着実に実施した。また、従来の業務研修（担当課主催の研修）の整理・統合を進める一方で、司法ソーシャルワーク、メンタルヘルス等に関して重要な役割を果たす事務局長・コールセンター長を対象にした業務研修を新たに実施した。さらに、中長期的な人材育成における業務を通じた日常的な指導（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）の重要性に鑑み、管理職及び指導担当職員向けに作成した「OJTハンドブック」を全地方事務所に配布し、効率的かつ効果的な新規採用職員の育成を図った。

(1) 新階層別研修

採用年次や経験年数に応じた研修を体系的かつ計画的に実施した。具体的には、採用から2年間を基礎形成期間、その後の2年間を「ステップアップ期間」とし、それぞれの期間に新規採用者研修、ステップアップ研修を実施した。また、採用から7年目の職員には「ブラッシュアップ研修」を、3級昇格者には「3級昇格者研修」を、4級昇格者には「マネジメント基礎研修」を、事務局長2年目の職員には「マネジメント応用研修」をそれぞれ行い、経験年数、役職とその職責に応じた階層的な研修を実施した。各研修では、「法テラス運営理念」の講義も行い、組織としての基本理念の浸透を図ったほか、コンプライアンスに関する講義では、事例検討等を取り入れることにより、問題意識の促進を図った。また、司法ソーシャルワークの講義を取り入れた。

(2) 業務研修

司法ソーシャルワーク、メンタルヘルス等に関して重要な役割を果たす事務局長・コールセンター長を対象とした業務研修を新たに実施（新業務研修）した。

従来の業務研修の整理・統合を進める中で、国選弁護については、単独の業務研修を取りやめた（新階層別研修において実施。）。民事法律扶助、犯罪被害者支援、総務については合同業務研修に統合した。

(3) OJT

「OJTハンドブック」に基づき、新規採用職員に対し、OJTを実施した。

2 常勤弁護士の能力技量の向上を図る取組

(1) 実践的な研修等の実施

ア 養成中の常勤弁護士に対する研修

司法修習修了直後に採用した常勤弁護士に対しては、1年間で必要とされる基本的素養を身に付けさせるため、通年スケジュールに沿って、

採用直後に民事法律扶助業務や国選弁護業務等について学ぶ新任業務研修、民事・刑事事件に関する演習を中心とする定期業務研修、支援センター法律事務所への赴任直前に行う赴任前業務研修を実施した。

イ 赴任中の常勤弁護士に対する研修

支援センター法律事務所に赴任中の常勤弁護士に対しては、労働事件に関する事例検討を中心とする民事業務研修、精神科医の講義や臨床心理士を相談者役として模擬法律相談等を行うパーソナリティ障害対応研修、司法ソーシャルワークの推進のため、先駆的役割を担う常勤弁護士から実務を通じてノウハウ等を学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。

また、新たに、3年間の任期を終了した常勤弁護士を対象としたより専門的な知識の習得等を目的とする赴任4年目専門研修や、中核の常勤弁護士を対象とした司法と福祉の連携に関する専門研修を実施した。

ウ 裁判員裁判に関する研修

常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材とする裁判員裁判事例研究研修、参加者を少数に限定し、より専門的・集中的に裁判員裁判に関するディスカッション等を行う裁判員裁判専門研修を実施した。

エ その他の研修等

全国を9つのブロックに分けて、各地の実情や常勤弁護士のニーズ等に応じた常勤弁護士自らが企画する少人数制の研修（ブロック別研修）を実施し、各ブロック単位での研修を充実させるとともに、全国各地に赴任する常勤弁護士の活動報告を中心とする全国経験交流会を日本弁護士連合会と共催し、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。

また、支援センター法律事務所に勤務する職員に、必要な事務処理方法等を講義する法律事務所事務職員研修を実施し、法律事務所全体の充実化・効率化を図った。

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用

常勤弁護士に対する研修については、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、定期的に意見交換を行って研修の具体的な内容の企画や検討を行いつつ、研修を受講した常勤弁護士の意見等も踏まえて、内容や時間配分等を随時見直し、より一層の充実を図った。

さらに、個別指導研修として、裁判員裁判弁護技術研究室が、常勤弁護士が受任した裁判員裁判事件・刑事事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図った。

また、常勤弁護士業務支援室では、常勤弁護士が受任した民事・家事・労働事件等について個別具体的な指導・助言を行うほか、養成中の常勤弁護士に対する受任事件の起案についての添削指導、養成明け赴任1年目の常勤弁護士に対して、定期的に電話をかけ、抱える悩み等を早期に発見し

てフォローアップを行うなどの取組を行った。

3 中核を担う人材の育成

(1) 一般職員の外部派遣研修

人事院主催の課長補佐級研修に課長補佐職の職員1名を4日間参加させた。東京都の実施する職員研修に職員3名を延べ5日間参加させた。また、法務省の研修に職員1名を約6か月間参加させた。

(2) 常勤弁護士の外部派遣研修

法務省（大臣官房司法法制部）及び厚生労働省（社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）等に常勤弁護士を派遣し、外部研修を実施した。

【資料 36】平成 28 年度常勤弁護士研修実施状況

イ 一般契約弁護士・司法書士の確保

【年度計画】

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。

1 扶助契約弁護士及び扶助契約司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、本部においては平成29年2月に講習会「使える！民事法律扶助制度～活用のノウハウ」を日本弁護士連合会と共催し、同講習会へ講師を派遣して民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及びそれらの利用促進に努めた。

また、42地方事務所において、弁護士会、司法書士会と連携しつつ説明会や協議会を開催するとともに、未開催の地方事務所でも、制度改定の都度、説明資料の配布を行う等、扶助契約弁護士・司法書士の確保及び制度に対する理解を深めるための取組を展開した。

その結果、平成29年4月1日時点における一般契約弁護士数は、21,885名（平成28年4月1日時点から852名増）、一般契約司法書士数は、7,193名（同65名増）となった。

【資料 17】 契約弁護士数（民事法律扶助・震災法律援助）

【資料 18】 契約司法書士数（民事法律扶助・震災法律援助）

【資料 49】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況

2 国選弁護士契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保

(1) 説明会等の実施

ア 説明会の開催・説明資料の配布

全ての地方事務所において、国選弁護関連業務周知のための説明会や協議会を開催（弁護士会との共催を含む。）するとともに、研修の実施、独自の広報用資料の配布等により、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について周知を図った。

イ 解説書の配布

全地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布した。

(2) 契約弁護士の確保

国選弁護人契約弁護士の契約者数は、平成28年4月1日時点の26,370名から、平成29年4月1日時点の27,667人に増加した。

また、国選付添人契約弁護士の契約者数は、平成28年4月1日時点の13,409名から、平成29年4月1日時点の14,272人に増加した。

【資料 20】 国選弁護人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

【資料 21】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

3 被害者参加弁護士契約弁護士の確保

(1) 被害者参加弁護士契約弁護士確保の取組

ア 本部における取組

本部では、日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を行った。

イ 地方事務所における取組

地方事務所においては、50 地方事務所のうち 42 地方事務所において、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について、理解を深められるよう、以下の取組を実施した。

① 弁護士会主催の説明会・協議会等への参加

② 地方事務所主催の説明会・協議会等の開催

③ 地方事務所・弁護士会共催による説明会・協議会等の開催

説明会等の開催に至らなかった 8 地方事務所（新潟、滋賀、和歌山、岐阜、島根、鹿児島、宮崎、青森）においても、各弁護士会の執行部、犯罪被害者支援委員会等との協議を行い、資料を配布するなど、一般被害者参加弁護士契約弁護士数の増加に取り組んだ。

(2) 契約弁護士の確保

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は平成29年4月1日現在4,709名（前年度同日比260名増）となった。このうち、女性弁護士数は平成29年4月1日現在1,024名（前年度同日比40名増）となった。

【資料 35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料 50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

(3) 組織の適正性堅持

ア ガバナンスの強化

【年度計画】

ア 本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。

(ア) 執行部会を定期的を開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。

(イ) 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。

(ウ) 地方事務所においても、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。

イ 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

1 本部における組織運営等

理事長の招集により原則として月2回（合計22回）、本部において執行部会を開催し、会議終了後に決定事項等の議事の要旨を取りまとめ、本部役職員及び地方事務所職員への伝達を行い、理事長の決定事項及び支援センターの課題等が速やかに職員に周知されるよう努めるとともに、執行部会での指摘事項を本部担当課室において検討し、適宜その対応状況等を執行部に報告した。

全国地方事務所長会議を1回、全国地方事務所事務局長会議等を3回、ブロック別協議会をブロック別に1回ずつ計8回開催し、支援センターが抱える課題等について問題意識の共有を図った。

地方事務所においても、毎月、執行部会議を開催し、本部が決定した業務運営方針を周知するとともに、これに基づき迅速かつ的確な業務運営に

努めた。

2 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組

常勤弁護士の支援センターの業務の公共性や業務運営方針についての理解を深めるべく、本部主催研修において新規採用した常勤弁護士を対象に中期計画等に関する講義を実施したほか、常勤弁護士による地方事務所執行部会への出席、地方事務所の執行部と常勤弁護士との意見交換会の定期的開催、常勤弁護士が開催する定例会議に地方事務所の執行部が参加するなどの取組を行った。

イ 監査の充実・強化

【年度計画】

監事監査は本部ほか6地方事務所等を、内部監査は本部ほか33地方事務所・地域事務所等を対象として実施する。情報セキュリティ監査は各内部監査と同機会に行う。

内部監査については、支援センターの業務の適正を確保するための体制等の整備を始めとする業務の実施状況のモニタリング及びシステム監査を行い、改善方策を提示する手法により実施する。

内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人監査の指摘事項等を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、監事と会計監査人との情報共有の場を2回以上設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。

1 監査の実施

(1) 監事監査（本部及び6地方事務所）

監事監査は、業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的として、平成28年度監事定期監査計画に基づき実施した。

監事は、本部においては、執行部会等の重要な会議へ随時出席して意見を述べるとともに、本部課室の業務執行に関するヒアリングを行った。

また、地方事務所においては、関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況などを確認した。

その結果は理事長へ報告したほか、監査対象事務所へも通知した。

(2) 内部監査（本部及び33地方事務所・支部・出張所・地域事務所）

内部監査は、業務運営の実情を調査し、その効率的、効果的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、平成28年度内部監査計画に基づき実施した。

実効ある内部監査とするため、事前の予備調査を網羅的に行い、リスク

が高いと判断した事項を重点的に検証するというリスク・アプローチによる実地監査を行った。

その結果は理事長へ報告したほか、監査対象事務所へも通知し、監査対象事務所から改善結果について報告を徴した。

また、情報システムに係る規程類整備状況及び運用体制を点検する情報システム監査を実施し、現状の問題点を確認するとともに改善方策について、検討を行った。

(3) 情報セキュリティ監査（25地方事務所・支部・出張所）

情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ関連規程の遵守状況等を確認することを目的として、平成28年度情報セキュリティ監査計画に基づき実施した。

平成28年度から監査の効率化のため、内部監査と同機会に実施する方針とし、内部監査と同様に監査対象事務所に対して情報セキュリティ監査チェックリストを事前に送付して回答を受け、それに基づき実地監査において詳細なヒアリング等を行うことにより確認を行い、必要な指摘等を行った。

その結果は支援センター情報セキュリティ最高責任者である常務理事へ報告したほか、監査対象事務所へも通知し、監査対象事務所から改善結果について報告を徴した。

2 効率的・効果的な監査

内部統制の構築及び運用状況については、会計監査人監査における指摘事項を監査項目へ反映させることなどにより、監事監査及び内部監査の際に点検した。

また、監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等の監査報告を受けるなど情報共有の場を複数回設けて会計監査人監査との連携強化を図り、監査全体を効率的・効果的に実施した。

ウ コンプライアンスの強化

【年度計画】

各種監査結果やこれまでのコンプライアンス推進の取組等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を更に強化するために必要な措置についての検討・実施を継続するとともに、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

1 内部統制強化のための取組

内部統制推進委員会の下に設置した業務管理小委員会において、平成27年度に実施した業務・組織概況調査、内部監査、会計監査で指摘のあった点について指摘事項の改善状況を定期的に確認するなど、そのフォローアップに重点を置き、特にリスクの高い法人文書管理や会計などの項目から優先的に業務改善を行った。

2 職員に対するコンプライアンスの推進

内部統制推進委員会の下に設置したコンプライアンス小委員会において、事例検討会用の事例を作成するなどし、これに基づき地方事務所において全職員を対象に、事例検討会を実施した。また、コンプライアンス強化週間を設定したり、セクシャル・ハラスメントに関するDVDを全職員に視聴させたりするなどして、職員のコンプライアンスに対する意識を高めた。さらに、コンプライアンスマニュアルの理解度テストの実施や、ガバナンスレポートの発刊などにより、職員のコンプライアンスに対する理解の一層の促進を図った。

その他、集合研修においてコンプライアンスに関する講義の時間を設けるなど、様々な取組によりコンプライアンスの推進を図った。

エ 情報セキュリティ対策

【年度計画】

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえた情報セキュリティ関連規程にのっとり、体制を整備し、情報セキュリティ対策を一層推進する。

1 情報セキュリティ体制の整備

平成27年度に策定した情報セキュリティ関連規程にのっとり、担当理事を委員長、事務局長及び部長を委員とし、情報セキュリティ推進計画や重要な事項を審議する情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ対策を推進するための体制を整備した。

2 情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティ対策を一層推進するため、昨今の公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだ研修、訓練及び教育を実施した。

(1) 研修（合計6回）

下記アからオの研修については、講義の一つとして情報セキュリティ対策をテーマとしたものを実施した。

- ア 初任者研修（1回）
- イ 新ブラッシュアップ研修（2回）
- ウ マネジメント基礎研修（1回）
- エ 民事法律扶助担当者研修（1回）
- オ 常勤弁護士赴任前研修（1回）

(2) 標的型攻撃メール訓練

平成28年12月に本部各課室及び地方事務所に対して標的型攻撃メールの訓練を行った。また、標的型攻撃を含む不審メールへの防御及び理解促進のため、事務連絡を発出して教育サイトを紹介するなどし、注意喚起を徹底した。

(3) 教育・自己点検

職員の情報セキュリティ意識向上のために統一的な教育資料を作成・配布し、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用した自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめた。

(4) 関係機関等との連携強化

ア 効果的な連携方策の策定

【年度計画】

ア 地方協議会の開催等

(7) 本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。

(イ) 28地方事務所以上において、複数回の地方協議会等を開催する。

(ウ) 地方協議会等の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知するほか、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして意見を聴取する。

また、各地方事務所の取組のうち、参考となる事例を全国に普及させる。

イ 関係機関等との連携強化

(7) 利用者に対する充実したサービスの提供を図るとともに、高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体等との意見交換や研修等を行い、連携の維持・強化を図る。

(イ) 司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、今後の巡回相談、出張相談の実施や個別案件における関係機関との協働につなげるべく、関係機関とのセミナーや意見交換を行う。

(ウ) 本部において、法務省と連携し、同省主催の総合法律支援関係省庁等連絡会議に参加するなどし、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。

(I) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明や意見交換会等の回数を前年度に比して増加させるとともに、地方公共団体その他関係機関・団体が主催する各種会議に参加し、支援センターの関与の度合いを高める。

1 地方協議会の開催等

各地方事務所において地方協議会を開催するに当たり、議題や開催方法等に応じた関係機関・団体を検討した上で出席依頼を実施するとともに、アンケートや具体的事例に基づき、地方事務所の実情に即した議題を選定するなどした結果、利用者その他の関係者から、利用者の立場からの業務遂行に関する実践的な意見を得ることができた。

地方協議会の開催回数は、50地方事務所において合計87回に及び、うち33地方事務所において複数回の地方協議会等を開催した。

また、先進事例や参考事例については、支援センターのグループウェアに掲載して、全国の地方事務所に周知した。

【資料 37】 平成 28 年度地方協議会開催一覧

【資料 38】 平成 28 年度地方協議会参考事例一覧

【資料 39】 平成 28 年度地方協議会の開催内容・形式等と業務改善事例一覧

2 関係機関等との連携強化

(1) 全国で開催された地方協議会のうち40地方事務所62回については、高齢者・障がい者等に対する法的支援をテーマとした。加えて、各地の地方事務所において、高齢者・障がい者支援を担う地方公共団体の担当部署、福祉機関・団体のほか、弁護士会・司法書士会を個別に訪問して意見交換や業務説明を実施した。

そのほか、本部において、各地の弁護士会の高齢者支援の実施状況を確認すべく、的確な実態把握の方法等について日本弁護士連合会との検討を継続した。

(2) 上記(1)の取組は、司法ソーシャルワーク事業計画も踏まえて実施されているところ、特に同計画において主要な連携先として掲げられている

地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会については、計763回（平成27年度比104回増加）にわたって意見交換や業務説明等を実施し、民事法律扶助の巡回相談、出張相談等の制度・手続の周知を図るなどした。

- (3) 本部において、法務省が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議（平成29年1月、26府省庁等が出席）に参加し、関係機関等において支援センターの業務内容及び司法ソーシャルワークについて理解を得るとともに、連携強化を図った。また、関係機関連絡協議会を2回開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して支援センターの活動実績を報告し、今後の活動方針を協議した。
- (4) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明、意見交換等を3,038回（平成27年度2,754回）実施し、具体的事案を把握した場合に支援センターを紹介してもらえよう取り組んだ。

イ 連携強化のための体制構築

【年度計画】

支援センターの業務運営に当たっては、関係機関・団体との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点から職員の配置を行うなど、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。

1 知識・経験のある者の起用

地方事務所の業務運営に資するため、各地方事務所において地方自治及び福祉関係等の知識・経験を有する者を執行部へ起用するための取組を推進するとともに、ブロック別協議会等において、知識・経験を有する副所長から関係機関との関係構築のための手法等を報告させて情報共有を図った。

平成28年度は、兵庫地方事務所において地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者として1名を副所長として起用するとともに、次年度当初に向けて合計6名の者を起用すべく調整を図った。

2 知識・経験のある者の活用の観点からの職員の配置等

知識・経験を有する副所長を補佐する一般職員の確保、社会福祉士の知識を有する一般職員の新卒採用など、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保に向けた取組を行った。

平成28年度には、社会福祉士の資格を有する者を2名採用するとともに、次年度に向けて1名の者を採用すべく調整を行った。

(5) 報酬・費用の立替・算定基準

【年度計画】

国費支出をより適正なものとする、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、立替基準について検討を進め、②国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その算定基準の改正の立案を行う。

1 立替基準についての検討

民事法律扶助業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとする、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から検討を行う必要がある。

そこで、「民事法律扶助審査基準・運用検討プロジェクトチーム」による立替基準についての検討結果を踏まえ、消滅時効援用・違法業者対応の代理援助立替基準や多重債務事件における関連事件の取扱い等の事案についての対応策を検討し、全国審査委員長会議を開催して協議を行った。

また、債務整理事件において、受任者から処理の困難性が報告された場合の着手金増額に関する目安を全国に周知し、現行基準の下での運用の適正化・平準化の取組を進めた。

2 算定基準についての検討

契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析し、算定基準について、日本弁護士連合会との間で定期的な協議を継続した。

適正な国費支出、契約弁護士の活動に対する適切・公平な評価（報酬・費用への反映）の観点から、算定基準の改正案を作成し、法務省との間で協議を実施した。

(6) 自然災害等に関するリスクへの対応の構築

【年度計画】

自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務継続計画を策定・公表する。

自然災害等が発生した場合に、バックアップデータから可及的速やかにシステム復旧させる態勢と手順を整備する。

平成28年4月に発生した熊本地震への対応結果を踏まえ、これまで策定を進めていた自然災害等に関するリスク災害発生時における業務継続計画につき、既存の地震防災計画等を統合した新たな計画の骨子を作成したが、平成

29年度予算で措置された安否確認サービスを取り入れた計画とすべきであるところ、同サービスの仕様確定が間に合わず、平成28年度中の公表には至らなかった。

支援センターのデータは、メインデータセンターでバックアップを行っているほか、平成26年度から遠隔地に設置されたデータセンター（データ保全センター）においてもバックアップを行っている。平成28年度は、同保全センターの最寄りの地方事務所職員を災害時対応要員として指名し、同職員も含めて復旧に向けた訓練を実施するなど態勢の整備を行った。また、データを可及的速やかに復旧させるために、当センターで取るべき対応や関係業者との連携等を定めた手順を整備した。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 支援センターの業務全般に関する効率化

ア 総論

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、効率化を図るため、以下に掲げる各業務における目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

イ 一般管理費及び事業費の効率化

【年度計画】

ア 人件費について、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、合理化・効率化を図る。

管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

イ 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化を図る。

具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。

一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。

ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。これら競争的手法を活用するに当たり、複数年契約及び一括調達の効果的活用を図るほか、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、

公告期間及び履行期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努める。

また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うとともに、性質随意契約による場合においては、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査する。これらの取組によって、経費の節減を図る。

1 人件費の合理化・効率化

(1) 柔軟な職員配置及び国家公務員に準じた給与体系の維持

業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用してパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、国の制度に準じた内容の給与規程を維持した。

なお、国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス）は、80.2ポイント（平成27年度は81.2ポイント）であった。

(2) 管理部門のスリム化等

管理部門においては、給与支給事務につきシステム利用によって申請するペーパーレス化を進めており、さらに、給与計算に関するアウトソーシングの活用についても引き続き検討を行うなどした。

2 一般管理費及び事業費の効率化

(1) 一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）の削減

平成28年度の一般管理費の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数3%」を織り込んだ1,894,698千円（前年度比131,157千円の削減）とされたところ、平成28年度執行額は1,786,149千円であり、3%の効率化減が反映された予算の範囲内で効率的な予算執行（△108,549千円）を行った。

【経費削減の主な内容】

- ・ 借上宿舍規程の改正による職員住宅借上料の削減
- ・ 旅費のバック料金利用促進による研修経費の削減
- ・ 一括購入によるコピー用紙等の消耗品費の削減

(2) 事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費・新規・拡充分を除く。以下同じ。）の削減

平成28年度の事業費の予算額は、中期計画で定めた「効率化係数1%」を織り込んだ933,874千円（前年度比24,649千円の削減）とされたところ、平成28年度執行額は775,418千円であり、1%の効率化減が反映された予算の範囲内で予算執行（△158,456千円）を行った。

なお、執行額が予算額を大幅に下回ったのは、第三世代システムへの移行時期の調整に伴い、この関連経費の支出が平成29年度に持ち越されたことなどによるものである。

【経費削減の主な内容】

- ・ 本部及び地方事務所における I P回線契約見直しによる回線使用料の削減
- ・ コンサルティング経費の見直しによる業務委託費の削減

3 各種契約手続の競争性・透明性・公正性確保

物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、一般競争入札及び総合評価方式等の競争的手法を活用（目的が特定の者でなければ納入できないような性質上やむを得ないもの又は少額随意契約に該当するものを除く。）し、入札説明書及び仕様書等をホームページで公表するとともに、入札参加が見込まれる業者に対して積極的に入札情報を告知した。

その結果、一般競争入札等における一者応札が、平成28年度は42件中4件（全体件数の9.5%）と、昨年同様（平成27年度は7.1%）の低い水準を維持した。

少額随意契約については、複数の業者から見積りを徴収し、最も低額な価格で契約し、また、性質随意契約の場合には、契約内容を十分精査して、見積書を複数回求めるなどの工夫をした。

なお、平成28年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。

ウ 事務所の業務実施体制の見直し

【年度計画】

ア 出張所

取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について検討し、必要な見直しを行う。

イ 司法過疎地域事務所

(ア) 設置・存置等について、これまでの設置基準の厳格化の取組に加え、地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望につき、本部でその必要性を検討し、法務省、日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で最終決定するとともに、その検討過程についても明らかにする。

(イ) 設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案して行う。

(ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護

士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行う。事件の性質や関係機関との連携強化への取組など取扱事件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。

1 出張所

業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズ等の把握・整理に努めるとともに、出張所が設置されている地方事務所及び同支部の執行部と協議を重ねるなどして、継続して業務実施体制の見直しの検討を進めた。

2 司法過疎地域事務所

司法過疎地域事務所の設置については、設置基準を踏まえ設置可能性のある地域を把握し、候補地を挙げるなどしたが、当該地域の法律事務取扱業務量、採算性等の要素のほか、法務省及び日本弁護士連合会等の意見をも聴取した上で総合勘案した結果、平成 28 年度中の新規設置は行わなかった。

また、既存の司法過疎地域事務所の存置の必要性や常勤弁護士の配置人数については、取扱件数が業務量に直結しないなどの事情を把握するため、報告書式の改訂を行い、事務所ごとの業務量の把握・分析に努めた。

【資料 5】常勤弁護士配置先一覧（平成29年 3 月31日現在）

(2) 事業の効率化

ア 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）

【年度計画】

ア 利用者において適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページ、広報誌、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用するなどして周知するとともに、関係機関との打合せ等の機会を利用して周知する。

イ 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。

ウ コールセンターにおけるオペレーターの効率的な配置をすることにより、90 パーセント以上の応答率を維持し、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）の減少に努める。

エ コールセンターにおいて、民事法律扶助業務の資力要件確認等の新たなサービスによる業務量の動向を勘案しながら、1コール当たりの運営経費を前年と同一の水準に維持する。

1 コールセンター及び地方事務所の役割分担と周知

電話による問合せ窓口は、原則、コールセンターとし、当初から民事法律扶助を希望する利用者や面談による情報提供を希望する利用者については地方事務所を窓口とする取扱いについて、ホームページやパンフレット、関係機関との各種会議での説明等を継続的に実施し、周知を図った。

また、テレビコマーシャル、ウェブサイト、新聞広告、ソーシャルネットワークワーキングサービスなどを通じて、震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を広く案内した。

その結果、コールセンター及び地方事務所における情報提供件数合計554,436件（平成27年度は521,508件）のうち、コールセンターでの対応件数の割合は、平成28年度63.1%（平成27年度は61.1%）に上昇した。

2 情報提供業務の効率的運用

地方事務所からコールセンターへの電話転送（内線転送）、資力要件確認サービスの拡大、話中転送（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から10秒以内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）するなど、コールセンターの一層の活用による業務の効率的運用を実施した。

(1) コールセンターへの内線転送件数の増加

内線転送を推進した結果、平成28年度の内線転送件数は、26,506件に増加した（平成27年度は22,004件）。

(2) コールセンターの業務範囲の拡大

コールセンターにおいて民事法律扶助業務の資力要件確認を実施するサービスについては、平成28年度に次のとおり拡大した。

- ・ 対象事務所数：59地方事務所・支部（平成27年度は46地方事務所・支部）
- ・ 実施件数：36,836件（平成27年度は12,302件）

また、地方事務所・支部・出張所における話中電話及び無応答電話をコールセンターに自動転送し、コールセンターにおいて受電対応する取組を継続実施した。

- ・ 対象事務所数：32地方事務所・支部・出張所（平成27年度は21地方事務所・支部）
- ・ 転送件数：34,749件（平成27年度は6,325件）

加えて、平成28年9月から、メールによる情報提供について、スマートフォンや携帯電話からの問合せにも対応可能とした。

3 オペレーターの効率的配置

コールセンターの入電傾向を分析し、限られたオペレーター人員のうち、入電件数が多い平日午前中の人員を多く配置し、平日夕方から夜間の人員を少なく配置するなど、効率的な配置を図った。

資力要件確認サービス対象地方事務所・支部の拡大、地方事務所・支部・出張所の話中転送及び無応答転送の取組継続（対象事務所の拡大を含む。）を要因とした業務範囲の拡大があった一方で、前記効率的な配置により、オペレーターの席数の増加を抑制し、かつ、平成28年度は応答率97.1%（平成27年度は98.5%）を達成した。

4 1 コール当たりの運営経費

(1) 運営経費等の考え方

平成26年度業務実績報告におけるコールセンター運営経費は、オペレーター人件費（オペレーター職員の管理・指導及び電話対応業務支援を行うスーパーバイザー職員の人件費を除く。）及びコールセンター建物質料を基礎としていたが、コールセンター事業の効率化の状況をより適切に計ることができる指標とするため、平成27年度以降のコールセンター運営経費は、コールセンターに係る全ての人件費とし、固定経費となる前記賃料を除くこととした。

また、対応件数については、電話による一般的な問合せとは異なる対応を必要とするメールでの問合せ、犯罪被害者案件、民事法律扶助業務の資力要件確認案件につき、各業務量を考慮した係数により調整した件数を算出した。

なお、業務量を考慮した係数とは、通常の電話対応の平均対応時間を1とした場合のメール、犯罪被害者案件、民事法律扶助業務の資力要件確認案件の各平均対応時間（平成26年度・平成27年度・平成28年度の3か年の平均数値）であり、それぞれ、1.19、1.81、1.43となる。

(2) 1 コール当たりの運営経費

上記(1)に基づき算出した結果、以下のとおりとなる。

① コールセンターに係る全ての人件費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じたもの）で除した1コール当たりの運営経費

平成28年度：764.8円（平成25年度：966.3円、平成26年度：919.7円、平成27年度：941.2円）

② コールセンターに係る全ての人件費を対応件数（業務量を考慮した係数を乗じていないもの）で除した1コール当たりの運営経費

平成28年度：828.8円（平成25年度：1,009.6円、平成26年度：976.3円、平成27年度：1,006.0円）

(3) 1 コール当たりの運営経費の検証

業務量の動向を勘案したオペレーターの効率的配置により、応答率90

パーセント以上を維持しつつ、1コール当たりの運営経費は、平成27年度より大幅に減少した。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成28年度情報提供件数の推移

【資料43】平成28年度における相談分野の概要（情報提供業務 問合せ上位20位）

【資料44】平成28年度における関係機関紹介状況（情報提供業務）

イ 民事法律扶助業務（震災法律援助事業を含む。）

【年度計画】

審査の適正を損なわず合理化を行うため、簡易な案件について単独審査を行い、単独審査率の前年度以上の増加に努める。また、審査の適正性を確保しつつ、書面審査の活用や提出書類の合理化などの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等については、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士を活用した共同受任を検討するなど、事件処理の合理化・効率化に努める。

1 単独審査の積極的活用

同時廃止決定が見込まれる破産事件等の簡易な案件について、単独審査によることを推進した結果、審査付議件数が少ないために、単独審査の機会を設けることや単独審査対象案件の選別を行うことがかえって事務負担となるおそれのある小規模地方事務所等を除いた48地方事務所（平成27年度は46地方事務所）において、単独審査が実施された。

また、平成27年度に引き続き、全地方事務所において書面審査の活用を推進するなどにより、審査の適正を確保しつつ、事務手続の合理化を進めた。

その結果、平成28年度の援助開始審査における書面単独審査割合は、代理援助及び書類作成援助全体の32.0%と、平成27年度の26.4%から、5.6%上昇した

2 事務の平準化・合理化の取組

事務手続の合理化・適正化等を総合的に勘案し、民事法律扶助業務における事務手続の全国統一化を目的として策定した「民事法律扶助にかかる暫定標準モデル」を平成28年6月から全国で実施した。

また、その実施結果を検討し、平成29年4月に開始する「民事法律扶助業務標準モデル」の策定、実施に向けての準備を行うなど、事務の平準化・合理化に向けた取組を推進した。

3 常勤弁護士同士による共同受任の促進

被援助者の住居と事件管轄地域が遠く離れている事案等について、「民事法律扶助における共同受任マニュアル」にのっとり両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士の共同受任を実施したり、民事法律扶助における一般弁護士と常勤弁護士の共同受任スキームを検討するなど、共同受任による事件処理の合理化・効率化に向けた取組を推進した。

ウ 国選弁護等関連業務

【年度計画】

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担、事務手続の合理化の進展状況を注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。

国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行うなどして、契約数の増加に努める。併せて、一括契約が業務処理の効率化に資するものであるかを検証する。

1 不服申立ての地方事務所限りの再算定

- (1) 国選担当副所長会議において全国の地方事務所限りの再算定の状況等について報告し、一層の活用を求めた。
- (2) 平成28年度は、合計345件（平成27年度376件）の不服申立てのうち、47件（平成27年度45件）が地方事務所限りの再算定で処理され、地方事務所限りの再算定処理率は約13.6%（平成27年度約12.0%）となった。

2 一括契約弁護士数の増加

多くの地方事務所において、弁護士会の協力を得ながら、一括契約の解説が記載された国選弁護業務の解説書である「国選弁護関連業務の解説」を説明会等の機会において、説明資料を配布するなどして、一括契約の増加に努めた。

その結果、支援センターとの間で一括契約を締結している契約弁護士数は、平成28年4月1日時点では9,967人であったところ、平成29年4月1日時点では10,563人に増加した。

3 一括契約に基づく報酬算定について

平成28年度において、一括契約に基づき報酬算定がされた事件数は0件であった。その要因としては、一括契約に基づく報酬算定がなされるためには、前提として、ある地方事務所において同一の日に複数の即決被告事

件の指名通知依頼があることが必要になる（一括契約に基づく報酬算定は、同一の日に複数の即決被告事件について指名打診を受け、これらを承諾することが要件となっているため）が、①即決被告事件の指名通知依頼件数自体が428件（平成27年度は437件）と大幅に減少している（平成27年度比約2.1%減）上、そのうち、②被疑者段階から国選弁護人が選任されている事件数（即決被告事件について指名通知依頼がなされないため、一括請求に基づく報酬算定の対象外となる）は、366件あり、一括契約に基づく報酬算定の対象となり得る事件数（すなわち、①から②を差し引いた事件数）自体も、62件（平成27年度は98件）と大幅に減少（平成27年度比約36.7%減）したことが考えられた。

上記外部的要因に係る事件動向等を継続して把握していく必要があるものの、今後も一括契約に基づく報酬算定の対象となり得る即決被告事件自体の減少が続くのであれば、一括契約の活用により業務運営の効率化を図ることは困難であり、計画を変更せざるを得ないと考えている。

4 報酬算定業務の集約化

平成26年度に設置した国選弁護等報酬算定業務室に報酬計算業務を集約し、平成28年度も、同室において効率的に処理している。

【資料45】平成28年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表

エ 司法過疎対策業務

【年度計画】

司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラの利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を検討する。

司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策として、司法過疎地域の公設系法律事務所（日本弁護士連合会や各地の弁護士連合会、弁護士会が会費により設置した事務所）へ派遣予定の一般契約弁護士7名について、常勤弁護士定期業務研修への参加を認め、研修を実施したほか、司法過疎地域における巡回法律相談を活用するとともに、これまで巡回法律相談を行っていなかった地域についても、新たに巡回法律相談を企画・実施した。

また、司法過疎対策に携わる一般契約弁護士による地方事務所等に設置されたテレビ電話を用いた法律相談の実施について検討するなど、日本弁護士連合会の司法過疎対策と連携しつつ、より効率的かつ効果的な形での司法過

疎地域における法律サービスの提供を検討・実施した。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 情報提供業務

ア 情報提供業務の質の向上

【年度計画】

- (ア) オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施・効果的活用等)
コールセンター及び各地方事務所の情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を効果的に活用し、業務内容や電話応対等にフィードバックして業務改善を図ることにより、窓口対応の質の向上を図る。
- (イ) 情報提供に係る外国人のニーズへの対応
地方事務所において、外部委託による通訳サービス業者を通じた多言語情報提供サービスを提供することにより、外国人のニーズに適切に対応する。
- (ウ) F A Q等の充実と活用
常に法制度の新設、制度内容の変更や社会情勢の変化に速やかに対応し、これらの法制度を紹介するF A Q、新規に関係を構築した関係機関情報や変更のあった関係機関情報の追加・更新などデータベースの一層の拡充を図る。震災に関する法制度情報等についても、必要に応じて更新追加を行う。
ホームページ上のF A Q公開について、現行の内容をより充実させるとともに、件数を増加させる。
- (エ) 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し
先行実施しているコールセンターにおける民事法律扶助資力要件確認の対象地域を拡大し、法律相談を実施している地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。
- (オ) 利用者の利便性の向上
地方事務所における情報提供の特性をいかすため、司法ソーシャルワーク事業計画を踏まえ、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を実施する。
- (カ) アンケート調査の実施
ホームページにおける通年のアンケート調査やコールセンター及び地方事務所での期間を設定した情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

1 オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施)

- (1) 第三者による客観的評価の活用

コールセンターや地方事務所において、平成27年度に実施した第三者による客観的評価（ミステリーコール）結果を効果的に活用し、電話応対等に関する対処方法について事例研修を実施した。

特に、評価結果が良い音声ログを活用した具体的なフィードバックを実施することにより、研修の実効性を確保した。

(2) 事例集の作成及び活用等

第三者による客観的評価で指摘されている「主訴の的確な把握」の改善及びFAQ・関係機関データベースからの適切な情報抽出スキルの向上を目的として、オペレーター等の自習用教材となる事例集を作成し、これを活用した研修を実施するなど、応対の質の向上に向けた取組を実践した。

また、事例集を全職員に共有することで、法テラス全体の情報提供業務の質の向上にも活用した。

2 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

コールセンター及び地方事務所等において、外国人からの問合せに対応するため、通訳サービス業者に外部委託し、電話による多言語情報提供サービスを引き続き実施した。平成28年度は、統計等に基づき高いニーズが見込まれたベトナム語を追加し、対応言語は6か国語、対応件数は2,496件（平成27年度は1,575件）となった。

3 FAQ等の充実と活用

(1) FAQの追加更新・活用

業務開始以降コールセンター等に寄せられた問合せを分析するとともに、オペレーター等が業務上必要と感じる案件のFAQ化にも努め、データベース上のFAQの随時更新（利用のないFAQの登録抹消等含む）・追加を図った。また、よく利用されるFAQ約1,000件は、ホームページ上に公開している。

加えて、平成28年4月に発生した熊本地震への対応として、FAQを基に、新たに「熊本地震に関するQ&A」を作成してホームページ上に掲載し、被災者支援を実施する際にも同FAQを活用した。

<平成28年度におけるFAQ更新等件数>

- ・ 更新件数（利用のないFAQの登録抹消等を含む。）：662件（うち熊本地震を含む震災関連14件）
- ・ 新規投入件数：99件（うち震災関連7件）

なお、前記を含むFAQ登録総件数：4,995件（うち震災関連591件）

<平成28年度における公開FAQの閲覧人数>

- ・ 閲覧人数：391,580人（平成27年度502,268人）

<平成28年度における熊本地震に関するQ&Aページ閲覧人数>

- ・ 閲覧人数：21,435人

(2) 関係機関データベースの追加・更新

関係機関情報については、地方事務所を中心に、新たに連携した関係機関の窓口を追加や利用のない窓口の登録抹消等の更新作業を継続した。

また、利用者が必要とする関係機関の情報をより適切に提供する体制を整備するため、特に紹介件数が多い、弁護士会や司法書士会等の法律専門家と相談できる窓口についての情報を中心に更新を実施した。

<平成28年度における関係機関データベース>

- ・ 新規に追加した関係機関の窓口件数： 約260件
- ・ 更新件数（利用のない窓口の登録抹消等を含む。）：約2,500件
- ・ 関係機関登録件数： 約24,000件

4 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

平成24年度から開始した、法律相談援助を希望する利用者についてコールセンターにおいて民事法律扶助業務の資力要件を確認して地方事務所に転送する運用は、平成28年度までに対象事務所等が59地方事務所・支部・出張所まで拡大した（平成27年度は46地方事務所・支部）。

5 利用者の利便性の向上

法的問題を抱えていることを認識していない潜在的利用者の存在も考慮し、利用者への直接的情報提供に加え、関係機関を通じての利用者アプローチを推進するため、地方公共団体、福祉機関・団体等と連携した情報提供を複数の地方事務所（支部を含む。）で継続実施した。

なお、熊本地震発生後、被災者からの問合せに対応するため、速やかに「熊本地震に関するQ&A」を作成するとともに、震災法テラスダイヤルの利用を可能にするなど体制整備を行い、被災者のニーズに適した情報提供を迅速に実施した。

6 アンケート調査の実施

(1) ホームページにおけるアンケート

地方事務所等やコールセンター、メールによる情報提供の利用者に対し、職員対応、内容の的確性等について、ホームページ上で利用者アンケートを行っている。

平成28年度の同アンケートの結果、満足度3.3（5段階評価）であった。（平成27年度：3.3）

(2) コールセンターにおけるアンケート

コールセンターでは、平成29年2月22日から同年3月18日までの間、電話によるコールセンター利用直後に、オペレーターの対応についての満足

度調査を実施し、満足度4.7（5段階評価）の評価を得た（調査対象12,526件中、2,341件回答。有効回答率約18.7%）。

(3) 地方事務所等におけるアンケート

地方事務所等については、平成28年9月1日から同年10月31日までの間、面談による情報提供を受けた利用者に、職員がアンケート用紙を交付する方式でアンケートを実施し、満足度4.4の評価を得た（面談件数2,457件中、1,262件回答。有効回答率約51.4%）。（平成27年度：4.5）

【資料46】利用者満足度調査

イ 法教育に資する情報の提供

【年度計画】

全国各地で社会人に向けた法教育に関する講演会及び意見交換会や常勤弁護士等による地域の実情に応じた活動等を実施するなどして、法教育に資する情報の普及に一層取り組む。具体的には、本部主催の社会人・一般市民向けシンポジウムを年1回開催する。地方事務所における業務説明を含めた法教育事業を年1,500回以上実施する。

1 法教育に係る基本方針

本部主催のシンポジウム及び全国の地方事務所における各種法教育活動を通して、主として社会人・一般市民に向け、法教育に資する情報を広く普及することを基本方針とした。

なお、平成28年度は、法テラス設立10周年にあたる年であり、法テラス設立10周年を冠した法教育イベントを複数実施し、法教育事業をより積極的かつ効果的に展開した。

2 法教育に資する情報提供の取組

(1) 本部における取組

平成26年度、平成27年度は東京都内で法教育シンポジウムを開催したが、全国に法教育を普及させる観点から、平成28年度は札幌市と大阪市で開催した。

また、地方事務所において「演劇」と「寄席」を活用した法教育イベントを開催してきた実績を取り入れ、これまで以上に、一般市民に広く、より身近で分かりやすいものとした。

具体的には、札幌市では「法テラス劇場～おとなのための法教育2016～」を開催し、一般市民254名の参加を得て、演劇や参加者参加型のクイズを取り入れた分かりやすい法解説を行った。実施後アンケートでは「分かりやすかった」との回答が約99%、「有意義だった」との回答も95%を

超えた。

さらに、大阪市では「第10回法テラス寄席」を開催し、一般市民289名の参加を得て、寄席演目を題材に、現代の法律によるとどのような問題があるのかなど分かりやすい法解説を行った。実施後アンケートでは、「分かりやすかった」との回答が約94%、となった。

なお、両シンポジウムは、上演内容等を撮影した動画・写真等を法テラスのホームページや法務省が有する動画サイト（YouTube・法務省チャンネル）に掲載して公開した。

(2) 地方事務所における取組

全国各地で社会人・一般市民向けの講演会、意見交換会、学校における出前授業、センターの業務内容説明会等を実施した。

全国の50地方事務所全てにおいて、一般市民に向けて開かれた企画を実施するなど、趣向を凝らした取組を実施し、実施回数は総計2,335回（延べ参加人数190,133人）と平成27年度の1,941回（延べ参加人数139,782人）を上回った。

主な取組としては、山梨地方事務所における「高齢者・障がい者の権利擁護と司法ソーシャルワーク」をテーマとしたシンポジウム、福岡地方事務所におけるDV被害者支援に関するシンポジウム、徳島地方事務所における「落語」を通じて、高齢者・障がい者への法的支援を考えるシンポジウム、佐賀地方事務所におけるグループワーク等を交えた障がい者への合理的配慮を考えるシンポジウム等を実施した。

【資料47】平成28年度法教育取組一覧

【資料48】平成28年度法テラスシンポジウム チラシ

(2) 民事法律扶助業務

ア 利用者の利便性の向上

【年度計画】

(7) 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行いながら、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施や、司法ソーシャルワークの取組も念頭にした、巡回・出張相談を活用した援助の実施、被援助者の状況等に応じて自宅等での出張相談を安全かつ円滑に実施するための体制の整備をさらに検討し、実施のための準備を行う。また、それぞれの地方事務所で契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等を工夫するなど、利用者の利便性の向上に取り組む。

(イ) 8割以上の地方事務所において、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間を14日以内とする。

(ウ) 地方事務所においては、関係機関や利用者からの意見・要望等について、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努める。

本部においては、法制度変更等の全体に関わる事項について、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議や情報提供等を通じ、適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図る。

- 1 夜間相談、移動相談車両による巡回・出張相談等を活用した援助の実施
地方事務所を通じた調査結果を踏まえ、休日、夜間相談のニーズに対応するため、休日相談を37地方事務所、夜間相談を36地方事務所において実施した。
また、各地方事務所における地域性をいかした司法ソーシャルワークの実施を念頭に、福祉関係機関等と連携した指定相談場所相談や巡回相談、出張相談担当者名簿の整備、被災者法律相談援助における移動車両を利用した巡回相談等、利用者の利便性の向上につながる方策を行った。
- 2 地方事務所における契約弁護士・司法書士に関する情報提供の工夫
全50地方事務所中、37地方事務所（平成27年度31地方事務所）において、法テラスホームページ内の地方事務所ページ上に事務所相談契約弁護士・司法書士の情報（事務所住所、業務時間等）を掲載した。
- 3 代理援助・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間の短縮
書面審査・単独審査を積極的に活用する運用を継続的に進め、審査の効率化を図り、全50地方事務所のうち49地方事務所（平成27年度48地方事務所）で、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均処理期間14日以内という目標を達成した。
- 4 利用者からの意見・要望等の適時適切な伝達
平成26年12月9日付け事務連絡「被援助者からの意見や要望への対応手順」にのっとり、利用者からの意見・要望等を、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達した。
- 5 制度変更等の全体に関わる事項について適時適切な伝達
日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会の機関誌等への記事掲載や、ファクシミリ一斉送信サービスを利用した契約弁護士・司法書士への情報伝達により、適切な情報伝達を効率的に実施した。

イ 利用者に対する適切な援助の実施

【年度計画】

- (ア) 法律相談援助において、利用者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上で、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の整備を進め、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討し、適切な対応を行う。
- (イ) 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。
- (ウ) 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務・外国人等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。

1 代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策等

法律相談援助利用者に対し、代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、事物管轄等に応じ司法書士相談を案内するといった方策を行ったほか、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の見直しやツイッターを利用した周知活動を行い、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を実施した。

2 関係機関・団体との連携による代理援助・書類作成援助にたどり着ける環境の整備

各地方事務所において、福祉事務所等の勉強会に参加し、ニーズに応じた業務説明やリーフレット配布を行うなどし、連携の強化と、利用者が関係機関を通じてスムーズに代理援助又は書類作成援助にたどり着ける環境の整備を行い、本部においても、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等関係機関との協議会を通じ、連携を強化した。

また、簡易裁判所の民事調停事件や少額訴訟事件について、代理人がいない利用者に対し、裁判所からの連絡により司法書士につなぐスキームについての検討を進め、更に、少額事件の民事法律扶助利用促進についての方策を協議した。

3 専門相談の実施・拡充

- (1) 弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、専門相談の実施に努め、15事務所（支部・出張所を含む。）（27年度15事務所（支部・出張所を含む。））においてDV、労働、女性、消費者、医療、外国人等の問題

に関する専門相談を実施した。

- (2) 小規模地方事務所等、専門相談を設けるに至っていない地方事務所等においても、弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門名簿を作成して当該名簿から弁護士・司法書士を紹介できる態勢を取ったり、弁護士・司法書士の専門分野・取扱分野等の情報を蓄積して、相談内容に配慮した配点を行うなどの取組を実施した。

4 熊本地震の被災者への援助

28年4月14日に発生した熊本地震に対応するため、地震発生後、熊本県弁護士会や熊本県司法書士会等と協議し、被災者への迅速かつ適切な法的サービスを実施するための方策についての検討を行った。

また、同年6月3日に公布された改正総合法律支援法に基づいた被災者法律相談援助について、業務方法書等の規程類の改正作業やマニュアルの策定、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等との協議、利用促進を図るための広報活動などの準備を迅速に進め同年7月1日から円滑に援助を開始した。

また、移動相談車両を利用した巡回相談を実施するなど、利用者への適切な援助の実施に努め、29年3月末までに9,339件の被災者法律相談援助を実施した。

(3) 国選弁護業務

ア 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

【年度計画】

- ア 地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。
- イ 地方事務所ごとに事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、実施する。

1 関係機関との協議

全ての地方事務所・支部において、1回以上、関係機関との間で、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する協議の場を設けた。延べ回数は488回（平成27年度467回）に及ぶ（個別事件に関する協議を含む。）。

本部においても、日本弁護士連合会と定期的に指名通知の迅速化について協議を行った。

2 指名通知の目標時間設定

被疑者国選弁護事件については、全ての地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内と設定している。

被告人国選弁護事件については、ほぼ全ての地方事務所において、原則24時間以内、遅くとも48時間以内と設定し、その余の地方事務所においても、「裁判所が指定した期限まで」などと目標時間を設定している。

国選付添事件については、全ての地方事務所において、原則数時間以内、遅くとも48時間以内と設定している。

3 達成度合い

全ての地方事務所において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われた。

被疑者国選弁護事件については、業務時間終了間際あるいは業務時間外に指名通知請求があったものを除き、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は平成28年度は約99.9%（平成27年度約99.8%）に増加した。

【資料51】平成28年度被疑者国選指名通知状況

イ 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

【年度計画】

地方事務所ごとに、裁判員裁判対象事件に対する十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われ、また、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識や経験を多くの弁護士が共有できるよう、国選弁護人選任方法の運用を工夫することなどについて、裁判所及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を1回以上設ける。

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が実際に担当した事件について報告・検討等を行う裁判員裁判事例研究研修を実施するとともに、少人数での模擬尋問・弁論等を中心とした裁判員裁判専門研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に努める。

また、裁判員裁判弁護技術研究室において、常勤弁護士が担当した終了事件の報告を受けるなどして、随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。

1 裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議

全ての地方事務所（以下、支部を含む。）において、1回以上、裁判所及び弁護士会との間で、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任に関する協議を実施した（個別事件に関する協議を含む。）。

裁判員裁判対象事件用の名簿が作成された地方事務所数は、33事務所（平成27年度28事務所）となり、また、複数の地方事務所において、同名簿の登載要件あるいは更新要件として、弁護士会における研修等が義務付けている。

本部においても、裁判員裁判対象事件における国選弁護人の選任について、日本弁護士連合会と協議を行った。

2 裁判員裁判に関する知識・経験の共有

46か所の地方事務所において、裁判員裁判に関する研修や協議会等を実施したしている（実施方法は、地方事務所主催のほか、各地の弁護士会との共催、裁判所との共催がある。）ほか、複数の地方事務所においては、すでに協議会等で取り決めた方針が定着し、安定的な運用が図られている状況にある。

うち、9か所の地方事務所においては、裁判員裁判に特化した研修や協議会等が実施され（延べ回数44回）、そのテーマとしては、裁判員研修会（東京等）、法曹三者等裁判員裁判検討会（長野等）、裁判員裁判対象の指名打診名簿登載条件となるための研修（千葉等）、裁判員裁判に関する報告会（和歌山等）等があった。

3 常勤弁護士を対象とする裁判員裁判関連研修の実施

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材に弁護活動を振り返って議論・検討する裁判員裁判事例研究研修を3回実施するとともに、裁判員裁判事件に関するディスカッション等を中心とする少人数制の裁判員裁判専門研修をそれぞれ2回実施し、裁判員裁判に対する体制の強化・充実に努めた。

4 裁判員裁判弁護技術研究室の取組

裁判員裁判弁護技術研究室においては、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件の報告につき、裁判の進捗や主張、争点の見通しも含めた網羅的な内容を把握するために、報告方法をより機動的なものに見直し、また、その報告を踏まえて研修内容を随時見直すなどして、より充実した研修の実施に努めた。

【資料36】平成28年度常勤弁護士研修実施状況

ウ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

【年度計画】

弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得るなどして、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。

1 契約弁護士への適時適切な情報周知

(1) 説明会の実施等

全ての地方事務所において、契約弁護士（契約弁護士になろうとする新規登録弁護士を含む。）に対する説明会又は説明資料（「国選弁護関連業務の解説」、「国選付添関連業務の解説」、「国選弁護人契約弁護士のしおり」等）の配布を実施した（弁護士会との共催を含む。）。

(2) 研修の開催等

56か所の地方事務所（支部を含む。）において、延べ211回、契約弁護士の弁護活動の質の向上に資する研修を実施した（弁護士会との共催を含む。）。研修の内容は、新規登録弁護士対象の被疑者国選事件の手続の流れ等のほか、尋問技術や弁論に関するものや、刑の一部執行猶予制度、裁判員裁判対象事件に特化したものなどがある。

(3) 報酬請求に関する規程等の周知

契約弁護士が諸規程を理解していることが正確な報告と過誤事案の防止に重要であると考えられることから、前記(1)記載のとおり、各地方事務所において、契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護関連業務の解説」及び「国選付添関連業務の解説」を配布するとともに、ホームページで紹介して、報酬請求に関する規程等の周知を行った。

また、本部において、算定基準に関する法テラスの考え方を示した説明文書を作成し、地方事務所における算定基準に関する説明等に活用した。

2 事件報告に関する取組

(1) 接見資料による報酬算定

平成21年に導入した接見資料の制度（※1）の浸透により、契約弁護士は支援センターに正確に弁護活動の報告を行っている。

(2) 公判時間連絡メモ（※2）による報酬算定

公判時間連絡メモを参照して、国選弁護人等の過失等による申告内容の

誤りがないか確認しつつ報酬算定を行う運用が徹底している。

※1 接見資料の制度

被疑事件の国選弁護人に選任された国選弁護人契約弁護士が基礎報酬及び多数回接見加算報酬を請求する際には、支援センターが細則で定める接見の事実を疎明する資料に足りる客観的な資料を提出することになっている。

※2 公判時間連絡メモ

支援センターの指名通知により選任された国選弁護人等が関与する事件について、期日に立ち会った書記官が支援センターから送付を受けた書式に所定事項（当該事件の期日、開始時刻、終了時刻等）を記載して作成するメモ

(4) 犯罪被害者支援業務

ア 犯罪被害者支援業務の質の向上

【年度計画】

ア 利用者のニーズの把握と関係機関との連携

- (ア) 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。
- (イ) 地方事務所ごとに、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を1回以上設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げる。
- (ウ) 弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議の場を設け、必要に応じて支援センターの業務改善の参考にするなど、適切な対応を行う。

イ 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

- (ア) 犯罪被害者支援に関して、これまでの相談内容や対応状況、犯罪被害者等の意見を踏まえて、犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。
- (イ) 犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を1回以上実施する。

ウ 弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保と前年度より犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数の増加に努める。このような取組を通じ、被害者等の個々の状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、紹介態勢の整備に努める。

エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

1 利用者のニーズの把握と関係機関との連携

(1) 被害者支援連絡協議会やその分科会等への出席

ア 被害者支援連絡協議会

台風で開催中止となった岩手地方事務所を除く全地方事務所が被害者支援連絡協議会に参加し、分科会にも参加する等関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図った。

イ DV防止法第9条連絡協議会への参加

41 地方事務所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会に参加し、DV対策に取り組む関連団体との更なる連携を図った。

ウ その他の連携活動

(ア) 本部における取組事例

- ・ 日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員と児童虐待被害者に対する支援をテーマに意見交換を行った。
- ・ 警察庁犯罪被害者支援室、生活安全企画課、厚生労働省児童家庭局家庭福祉課とDV、ストーカー、児童虐待被害者に対する支援に関する意見交換を行った。
- ・ 関係省庁の課長等による連絡会議の場において、犯罪被害者支援業務の説明を行った。
- ・ 国土交通省の公共交通事故被害者支援ネットワーク会議に参加し、業務報告を行った。
- ・ 日本弁護士連合会・東北弁護士会連合会・秋田弁護士会の主催による犯罪被害者支援全国経験交流集会に参加した。
- ・ 内閣府男女共同参画局と連携し、被災地における女性の悩み・暴力相談事業の一つとしての「女性の悩みごと相談」を実施した。

実施場所：法テラス南三陸、法テラス山元、法テラス東松島

(イ) 地方事務所における取組事例

- ・ 全地方事務所関係機関への業務説明等に取り組むとともに、犯罪被害者週間（11/25～12/1）又は同週間の前後には関係機関と共に啓発・広報活動を行うなど、連携・協力関係の維持・強化の推進（街頭での啓発用グッズ、リーフレット、チラシ等の配布を行い、イベントが開催される場合には会場でのポスター、パネル等の展示の実施）を行った。
- ・ 警察庁による交通事故被害者サポート事業における交通事故被害者支援の充実・強化を図ることを目的とする「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のための意見交換会」「各種相談窓口等意見交換会」に参加した。

(2) 犯罪被害者等やその支援に携わる者からの意見聴取

地域ごとのニーズをくみ上げるため、全地方事務所以下記要領により犯

罪被害人等やその支援に携わる関係機関からの意見聴取を実施した。

<実施期間>

平成 29 年 1 月から同年 3 月まで

<アンケート送付機関・団体>

弁護士会、地方検察庁、保護観察所、都道府県警察、都道府県庁福祉
主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民
間支援団体等

<アンケート回収数>

1,378 件

<実施方法>

各地方事務所からの協力依頼、アンケート用紙送付

<聴取項目>

- 支援センターの犯罪被害者支援業務に関する周知状況
- 利用者からの支援センターに対する意見
- 関係機関からの支援センターに対する意見・要望
- 各機関のイベント・研修の開催状況

質問内容	認知度
全国の法テラス地方事務所で犯罪被害者支援を行っていること	95.4%
被害者のための犯罪被害者支援ダイヤルを設置していること	81.0%
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介していること	86.7%
国選被害者参加弁護士候補を指名し、裁判所に通知していること	47.2%
被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、法テラスから被害者参加旅費等が支払われること	42.1%

(3) 弁護士会等の関係機関と連携した情報交換等の実施

本部では日本弁護士連合会と連携し、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見をアンケートにより聴取、共有するとともに、定期的な協議を通じて業務改善の参考とした。

地方事務所では、弁護士会をはじめとする関係機関・団体と連携し、全地方事務所、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見

や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議する場を設け、支援センターの業務改善の参考とした。

2 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

(1) 犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応のための取組

本部又はコールセンターへ寄せられた利用者からの意見について、関係する本部課室、コールセンター及び地方事務所で共有した。その上で、地方事務所等で対応した担当職員から状況を聴き取り、対応が適切であったか検討することにより、犯罪被害者支援を担当する職員の対応改善に取り組んだ。

また、事務局長会議において、総合法律支援法の一部改正に伴う犯罪被害者支援業務の拡大についての準備の進捗状況等を説明し、引き続き、犯罪被害者等に配慮した対応を行うこと、警察等の関係機関と十分に連携関係を構築するよう指導した。

(2) 二次的被害の防止をテーマとする研修の実施等

本部では、事務局長を対象に、臨床心理士を招いて二次的被害防止の方策に関する講義を実施した。また、地方事務所で犯罪被害者等と接する機会の多い民事法律扶助担当職員を集めた研修においても、臨床心理士を講師として、二次的被害の防止等を含む講義を行った上、研修資料を各地方事務所で共有するよう指導した。さらに、28年度においては、窓口で情報提供を担当する職員を対象とした研修や、人事課主催の階層別研修でも、二次的被害の防止を含む被害者対応の留意点について講義を行った。

また、犯罪被害者支援課職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計22回参加した。

各地方事務所では、犯罪被害者等の対応を担当する職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計97回参加した。

3 犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保、精通している弁護士の人数の増加及び紹介態勢の整備

本部と日本弁護士連合会、地方事務所と各弁護士会の連携により、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の数は平成29年4月1日現在で842名（前年度同日比50名増）となり、全ての都道府県で複数名を確保した。

また、犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数は、平成29年4月1日現在では3,663名（前年度同日比222名増）となった。

コールセンターから地方事務所への精通弁護士紹介の取次状況に関する情報を本部、地方事務所担当者及び事務局長にも共有し、問題点の解消に努めた。取組の結果、平成28年度の精通弁護士紹介件数は1,677件（前年

度比 74 件増) となった。

【資料34】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

4 犯罪被害者への民事法律扶助制度等の適切かつ積極的な情報提供等

コールセンターでは、犯罪被害者等のための犯罪被害者支援ダイヤルを設け、犯罪被害者支援の知識や経験のある担当者を配置し、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度に関する説明を徹底した。一般オペレーターの中で犯罪被害者対応に適性のある者に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施し、犯罪被害者支援ダイヤルを担当するオペレーターの充実を図った。

本部では、コールセンター、地方事務所等における犯罪被害者への制度案内をより解りやすく行うために、平易な言葉でのFAQ作成及び修正を行うとともに、ホームページやリーフレットの更新、ツイッター等での犯罪被害者支援業務に関する情報掲載等により、利便性の向上を図った。

また、国土交通省での公共交通事故被害者等支援研修や、警察庁生活安全企画課からの依頼を受けた関東管区警察学校における研修において、法テラスの犯罪被害者支援業務について講義を行った。

地方事務所では、関係機関に対する業務説明や意見交換を行うとともに、リーフレット等を配布することで、地域ネットワークの中で被害者へ各制度情報が提供されるように取り組んだ。

イ 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

【年度計画】

被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。

支援センターでは、裁判所及び法務省（検察庁）と情報を共有し、恒常的に裁判所と連携を図りながら必要な判断を行い、適切な旅費等の支給に取り組んだ。

月ごとの受理件数が大きく変動する中で、支給事務に関するマニュアルの整備・充実化を図り、被害者参加人への旅費等の支給の効率化に取り組んだ。毎月3回の送金日を設けて、全ての請求につき、受理からおおむね2週間以内に支給を行った。

平成28年度の請求件数は2,912件であり、支給額は2,051万2,355円であった。

【資料57】 平成28年度被害者参加旅費等支給業務実績

4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意しつつ、厳格に行うものとした上で、以下の1から5の取組を行う。

(1) 自己収入の獲得

【年度計画】

寄附金の受入れ等による自己収入の獲得を図るため、新たな寄附の受入れ方法を検討し、その具体化を進める。

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得に努める。

1 寄附金収入獲得への取組

しよく罪寄附については、ツイッター等による寄附の呼び掛けを継続するとともに、地方事務所や支部にしよく罪寄附制度の活用に関するポスターを掲示したり、契約弁護士宛てにチラシを配布するなどして、その周知を図り、寄附金額の増加を達成した。

一般寄附については、前年度のような大口の寄附がなかったことから減少となったが、用途特定寄附金制度（寄附金の用途を特定することで寄附者の意向に沿った活用ができる制度）に関するチラシを新たに作成・配布するなどの取組を実施した。

<平成28年度実績>

しよく罪寄附	52,610千円	（平成27年度	34,594千円）
一般寄附	1,916千円	（平成27年度	52,319千円）
計	54,526千円	（平成27年度	86,913千円）

2 有償受任等による自己収入

常勤弁護士に対し、研修等において、自己収入の確保の必要性や重要性について認識させることにより、地域の実情に応じ、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件に積極的に取り組むよう促し、自己収入の確保に努めた。

平成28年3月31日までに設置した35か所の司法過疎地域事務所の受任件数は、民事法律扶助事件が1,133件（平成27年度比13.6%減）、国選弁護・付添事件が557件（平成27年度比10.6%減）、有償事件が645件（平成27年度比15.2%減）となった。

また、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による平成26年度事業収益は、204,324千円となり、平成27年度の179,043千円に比べ、25,281千円（14.1%）増加した。

3 財政的支援の獲得

宮城県、岩手県及び福島県に設置した被災地出張所7か所については、地方公共団体等から敷地（6か所）又は建物（7か所）の無償提供を受けている。

また、秋田県に設置した鹿角地域事務所（鹿角市）及び青森県に設置した鱒ヶ沢地域事務所（鱒ヶ沢町）についても建物の無償提供を受けている。

(2) 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等を適切に管理・回収することが極めて重要である。このような民事法律扶助制度の特性を踏まえ、立替金債権等の管理・回収につき、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。

ア 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫

【年度計画】

次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者から立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件解決による財産的利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めて処理を検討することにより債権管理コストの削減に努めるなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。

- ① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢整備に継続的に取り組み、効率的で効果的な督促等を行う。
- ② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、実施する。地方事務所ごとの管理・回収計画の策定に当たっては、管理・回収状況について検証した上で必要な見直しを行う。
- ③ 援助開始時や償還開始時等の機会を捉えて、引き続き、償還制度や償

還方法の説明を徹底するなど、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。

- ④ 自動引落方法の多様化の取組により、生活口座からの償還金引落しを推進し、回収強化を図る。
- ⑤ 電話や手紙による督促等によって、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。
- ⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法の運用と督促方法の工夫等により、初期滞納段階での回収の改善を図る。
- ⑦ 長期滞納者等に対しては、必要に応じて裁判所への支払督促の申立てを行う。

平成28年度の立替金の償還実績は、平成27年度比104.3%（4億5,583万円増）の108億7,299万円となった。

民事法律扶助業務は資力の乏しい国民を対象としていることから、償還実績を増加させるには、様々な施策を検討の上で実施し、成果を上げることが求められる。

具体的には、口座引落しを確実に実施することにより滞納を発生させないことが重要であり、平成27年度に引き続いて生活口座からの引落しを推進し、滞納が発生しないよう努めた。

また、滞納が長期になる前に解消することも肝要であり、口座引落不能者に対するコンビニエンスストアでの支払いを可能とした督促（以下「コンビニ督促」という。）の実施により、滞納を解消させた。

この施策と合わせ、平成27年度に引き続き実施した本部における立替金回収に関する各種施策や引落停止督促等のきめ細やかな督促体制の整備、集中的な督促の実施、地方事務所における活動の相乗効果により、回収効果を上げた。

償還免除及びみなし消滅については、民事法律扶助業務研修における償還免除手続に関する説明・周知により、事務処理手続の効率化、迅速化を図り、多数の生活保護受給者からの償還免除申請を決定するとともに、債権管理の効率化を進めるため、10年以上償還がなく、残額が少額で回収コストに見合わない立替金等を一括してみなし消滅として処理する手続を行った。

この結果、平成28年度の償還免除とみなし消滅の金額額は合計45億4,188万円（平成27年度比95.4%）となった。

取組の詳細については、以下のとおりである。

- 1 本部における集中的な立替金債権の管理・回収の体制整備
 - (1) 初期滞納者督促
 - ・ 初回滞納から12か月滞納までのコンビニ督促発送

- ・ コンビニ督促発送スケジュールと合わせた電話督促
 - ・ コンビニ督促による回収10億2,487万円（平成27年度比101%）
- (2) 長期滞納者督促
- ・ 3か月以上の長期滞納者を対象に、98,608件の督促状発送
 発送に当たっては、債権管理システムの機能を活用し、滞納ステージや個々の滞納者の属性（引落口座未手続者、振込入金者、高齢者など）を考慮
 回収1億4,365万円（平成27年度比279.8%）、免除4,577万円（一括償却含む。）、所在調査4.7%（平成27年度比0.5ポイント減）
 - ・ 償還金滞納者が本部に問合せを行った際に本部償還金口座を案内する運用
 回収2億1,895万円（平成27年度比145.9%、上記長期滞納者督促に伴う入金分を含む。）
- (3) 期間限定督促
- ・ ボーナス支給月に合わせた督促（7月、12月）
 回収821件、971万円（平成27年度比65.6%）
 - ・ 電話督促強化週間（9月、10月、12月、1月）
 688件架電、1,614万円回収（平成27年度比95.3%）
- (4) 引落停止督促
- ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対しては、3回連続滞納に伴い引落しが停止されることから、この引落しを再開させる督促状を発送
- 4,064件発送、1,790万円を回収 997件の引落を再開
- (5) 月額三倍未満督促
- ・ 引き落とされなかった被援助者のうち、償還残額が毎月の償還額の三倍未満となった者に対し、間もなく完済になることを示して督促状を発送
 734件発送、323万円回収
- (6) 免除及びみなし消滅
- ア 研修における周知徹底
- イ 本部一括償却
- 5,083件、6億1,020万円を償却（対象：10年間償還がなされていない債権、破産免責となった債権 平成27年度比76.0%）
- 2 地方事務所ごとの立替金債権等の管理・回収計画の策定と実施
- ・ 統一的な債権管理回収計画の骨子に基づく、前年実績も踏まえた地方事務所ごとの債権管理回収計画の作成と実施
 - ・ 「債権管理回収の手引き」を改訂し、全国一律の督促指針として活用

- ・ 四半期ごとの支払予定額に対する償還実績額と償還割合のデータを還元
- 3 被援助者への償還の意識付け強化
 - ・ 民事法律扶助業務研修における担当者への償還意識付けの周知徹底
 - ・ 被援助者配布用「返済のしおり」の見直し
 - ・ 償還金返済者向けホームページにおける引落日の告知
 - 4 自動払込方法の多様化
 - ・ 償還金引落口座の対象を拡大し、ゆうちょ銀行に限定していた対象口座をほぼ全ての金融機関へ拡大し、生活用口座からの引落しを可能としたことにより、被援助者の利便性向上と償還金収入の確保を両立
 - ・ 全国事務局長会議等における生活用口座引落とし周知徹底
 - ・ ブロック別協議会及び民事法律扶助業務研修における担当者への意識付け
 - ・ 長期滞納者に対する督促に当たっては、引落口座未登録者について工夫した文面にて発送し、口座登録を促進
 - ・ ゆうちょ銀行以外の金融機関から引き落とされる被援助者に対する引落停止督促の発送
 - 5 被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進
 - ・ 電話督促等を通じて被援助者との連絡を継続し、被援助者の生活状況に応じた適切な償還月額の設定及び償還猶予・償還免除の案内
 - ・ 初期滞納者に対する電話督促による早期段階における償還の意識付け
 - ・ 長期滞納者に対する滞納期間に応じた郵便督促、電話督促、支払督促の実施
 - 6 初期滞納段階での回収の改善
 - ・ 12か月連続滞納者までを対象としたコンビニ督促の発出
 - ・ 初回及び2回連続滞納に対する電話督促の実施
 - ・ 自動引落口座未登録者に対するコンビニ督促
 - ・ 完済までコンビニ督促による償還を可能とする運用
 - 7 長期滞納者等への支払督促の申立て
 - (1) 申立件数
300件（平成27年度比50%）
 - (2) 事前予告通知
839件発出 109件、851,100円を回収

(3) 回収金額

135件、4,027,485円を回収

(4) 平成27年度以降の支払督促による回収実績

- ・ 平成27年度の申立：600件
- ・ 平成27年度の回収実績：364件／24,434,458円
- ・ 平成28年度の回収実績：135件／4,027,485円
- ・ 2年間の通算合計回収額：延べ499件／28,461,943円

イ 償還率の向上

【年度計画】

上記(1)の取組により、償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)の向上に努める。

当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合の把握として、「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」(いずれも財団法人法律扶助協会から承継した立替金債権分を含む。)の割合を算出したところ、平成27年度の84.6%に対し、平成28年度は86.8%へ向上した。

ウ 立替金債権等の管理・回収状況の開示

【年度計画】

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについて、平成28年度業務実績報告書にて開示する。

設立以降の立替金債権の発生額や管理回収状況等について、以下のとおり一覧表で提示した。

立替金債権の回収状況については年数を経るごとに向上し、平成18年度から平成20年度までの立替分償還割合については80%を超えているほか、償還免除を含めれば、平成18年度から平成21年度までの立替残処理率は90%を超え、平成24年度までの立替分では80%を超える立替金が処理されている。

民事法律扶助の利用者は経済的に余裕がない者であり、月次における償還月額も少額であるため、結果的に償還期間は長期にわたるものの、年数を経るに従い、償還割合等は着実に向上した。

平成28年度末現在(平成29年3月現在)における立替発生年度ごとの償還等の状況

平成29年3月現在
(単位 百万円)

年度	立替金額 ①	償還額 (発生以降累計) ②	償還割合 ②/①	免除 (発生以降累計) ③	残額 ④ =①-②-③	立替残処理率 (②+③)/①
平成18年度	5,286	4,354	82.4%	555	377	92.9%
平成19年度	11,078	9,097	82.1%	1,034	947	91.5%
平成20年度	12,640	10,205	80.7%	1,315	1,120	91.1%
平成21年度	15,446	11,713	75.8%	2,372	1,361	91.2%
平成22年度	16,860	11,564	68.6%	3,415	1,881	88.8%
平成23年度	15,601	10,041	64.4%	3,392	2,168	86.1%
平成24年度	15,616	9,676	62.0%	3,392	2,548	83.7%
平成25年度	15,562	8,812	56.6%	3,223	3,527	77.3%
平成26年度	15,453	7,800	50.5%	3,082	4,571	70.4%
平成27年度	16,032	5,955	37.1%	2,763	7,314	54.4%
平成28年度	15,949	1,806	11.3%	829	13,314	16.5%

※ 四捨五入の関係で、数値は一致しない。

(3) 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築

【年度計画】

正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりするために策定した統一的な対応方針に基づき、適切な対応を行う。

立替金等の悪質な償還滞納者等への適切な対応を徹底するため、正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対しては、原則的に新たな援助を行わない等の対応方針を平成26年度及び平成27年度に策定し、「相談・受付マニュアル」「審査マニュアル」に組み込み、平成29年3月6日に各地方事務所に周知し、統一的な対応方針による対応を促進した。

(4) 委託援助業務

日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。

【年度計画】

(1) 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助を行う。

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

1 日本弁護士連合会委託援助業務

平成28年度の援助申込総受理件数は22,444件であり、平成27年度の24,316件とほぼ同水準であった。

平成21年5月以降、被疑者国選制度の対象範囲の拡大により、平成24年度に9,059件まで減少していた刑事被疑者弁護援助は、平成25年度から受理件数が増加に転じ、平成28年度は13,235件まで伸びた。

一方、少年保護事件付添援助の受理件数は、平成26年6月から国選付添人制度が拡充されたことに伴い、平成25年度の8,680件に対し、平成28年度は2,997件と大きく減少した。

上記以外の委託援助事業のうち、犯罪被害者法律援助、子どもに対する法律援助、精神障害者に対する法律援助（心神喪失者等医療観察法法律援助を含む）は微増ながら着実に受理件数が増加した。難民認定に関する法律援助、外国人に対する法律援助は平成27年度から104～111%の増加をみたが、高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助は、平成27年度の受理件数からやや減少した。

支援センターがこれらの業務を担うことによって、現在、民事法律扶助及び国選制度でカバーされていない法律サービスを、広く全国に同一に提供するという日弁連委託援助業務の目的が達せられている。

2 中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成28年度は5件の援助申込みを想定したが、新規の援助申込みはなかった。

3 委託業務に関わる広報

支援センターの広報活動を通じて、両委託援助の内容を紹介し、制度の広報に努めた。

【資料 25】平成 28 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

(5) 財務内容の公表

【年度計画】

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連付けたセグメント情報（中期目標等における一定の事業等のまとまり別の財務情報）を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。

1 セグメント情報の開示

従来 of 区分経理によるセグメント情報開示から一定の事業等のまとまり別のセグメント情報開示への展開を進め、情報提供業務や民事法律扶助業務、国選弁護業務等センターの事業のまとまりごとに財務諸表（附属明細）及び決算報告書を作成し、事業報告書及び業務実績報告書にも記載した。

2 各データの経年比較のグラフ化

昨年度までに引き続き、事業報告書において、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書の各データの経年比較をグラフ化するなどし、決算情報を視覚的にも読み取りやすくする取組みを継続した。

また、決算情報と業務実績を関連付けて各業務における主な収入及び支出に関する経年比較を記載することなどにより、充実した情報開示となるよう従来からの取組を継続した。

【資料56】業務別セグメント情報

(6) 予算、収支計画及び資金計画

当年度の委託費及び運営費交付金予算の執行状況は、以下のとおりである。

1 委託費

平成28年度委託費予算額は160億6,700万円（うち事業費126億6,500万円）であり、平成28年度支出実績額は156億8,800万円（うち事業費127億900万円）であった。

支出実績額が予算額を下回った主な要因は、職員の採用が予定を下回ったことなどによる。

2 運営費交付金

平成28年度予算で予定されている支出額は264億100万円であり（うち事業費176億3100万円）、平成28年度支出実績額は263億800万円（うち事業費179億6,500万円）であった。

支出実績額が予算額を下回った主な要因は、借上宿舍規程の改正による職員住宅借上料の削減、第三世代システムへの移行時期の調整に伴い、この関連経費が平成29年度に持ち越されたことなどによる。

5 短期借入金 の 限度額

該当なし。

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画

該当なし。

7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

8 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

該当なし。

9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 認知度の向上に向けた取組の充実

【年度計画】

1 広報計画の策定等

基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を策定し、効果的かつ効果的な広報活動に取り組む。

また、認知度調査結果を分析することにより、効果的な広報活動方針を策定し、翌年度の広報計画に反映させる。

2 効果の高い広報活動の実施

新聞広告、インターネット広告、ホームページ等様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、本部・地方事務所において、積極的に記者説明会（プレスリリース）を開催する。

また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のメディア媒体を活用し、中断ない情報発信方法による広報活動を実施する。

3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

法的サービスの提供が必要な者に効果的に情報を伝達するため関係機

関・団体との連携を通じた周知活動を実施する。

また、支援センターの業務内容や課題が広く周知されるよう「法テラス白書」及び「総合法律支援論叢」を発行し、関係機関・団体等に配布する。

4 認知度の向上

認知度調査を実施し、平成28年度に実施した広報効果を適切に検証する。

また、支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記1から3の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。

1 広報計画の策定

- (1) 本部において基本的な広報活動方針を策定し、これを踏まえ、地方事務所が担当地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させ、効率的かつ効果的な広報活動に取り組んだ。
- (2) 認知度調査の結果を分析したところ、認知経路としては、依然、インターネット媒体からの割合が高いことが判明したので、この分析結果を踏まえ、インターネットを通じた効果的で活発な情報配信を行った。

2 効果の高い広報活動の実施

(1) インターネット等を活用した広報

認知度調査の結果を踏まえ、都道府県別認知度において認知度が低調な地域（千葉・長野・沖縄・岡山・群馬・神奈川・新潟・愛知・滋賀）に対し、重点的にターゲティング広告（コンテンツマッチ広告）を実施した。また、法律関連情報やイベント情報などをメールマガジン（月2回程度）やツイッター（毎日1回から3回程度）で配信した。ツイッターのフォロワー数は、平成29年3月末日現在で12,752人となった。（平成27年度比1,246人増）

(2) 震災法律援助事業の利用促進のための広報

岩手県、宮城県及び福島県において、被災者に対して震災法律援助事業の利用促進を図るため、29年3月に地方紙4紙に新聞広告を3回実施した。読者にとって利用イメージが想起しやすいよう、実際の間合せ内容を紹介し、各回異なる内容にした。また、被災地3県以外に避難されている方々を対象に、新聞社ホームページ（トップページ）上にバナー広告を掲出し、法テラスのホームページに誘導した。

(3) 熊本地震の被災者に対する広報

熊本地震の被災者に対して、改正総合法律支援法による被災者法律相談

援助の利用促進を図るため、28年11月から29年3月までの間、テレビスポット15秒CM(2,543回、延べ視聴率は約1万5000GRP)、新聞広告(10回)、ラジオ広告(3回・いずれも職員が出演する3分程度のインフォマーシャル)、Web広告(Yahooトップ広告)、フリーペーパー広告を実施した。新聞広告では、購読後ポスターとして避難所等に貼って周知できるようなデザインにし、ラジオ広告では、具体的な業務内容をイメージできるような説明を行うなどの工夫をした。また、本部と地方事務所で連動して、被災者への無料法律相談等のプレスリリースを2回実施し、マスコミへの露出度を高めた。

(4) プレスリリースの実施

本部において、支援センターの取組や関係機関と連携した施策などに関するプレスリリースを8回実施した。地方事務所においても、本部のプレスリリースに合わせて地方の報道機関に対するプレスリリースを行い、地方事務所独自の取組についての情報発信を行った。

(5) その他の広報

一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて全国63社の鉄道会社の駅施設等に約1,800枚のポスターを無料で掲出し、かつ、認知度が低調な地域にあるJR76駅構内に125枚のポスターを掲出した。また、あらかわ区民まつりにブースで出展した。

3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

金融庁、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と連携し、「多重債務者相談強化キャンペーン2016」を実施したほか、法務省のイベント(全国矯正展、子ども霞が関見学デー、法の日)に出展した。また、関係機関、自治体、大学、図書館等に、法テラス白書、総合法律支援論叢、広報誌(年4回発行)を配布した。

4 認知度向上について

(1) 認知度向上の取組

ここ数年、支援センターの広報活動は、業務認知度を上げることに軸足を移しており、28年度も業務認知度を上げることに重点を置いた広報活動を行った。

【具体的な取組例】

- 被災地を対象とした新聞広告では、業務内容を具体的にイメージできるように毎回異なる実際の間合せ内容を紹介した。熊本地震の被災者を対象としたラジオ放送では、3分程度のインフォマーシャルを放送し、具体的な業務内容がイメージできるようにした。

(2) 認知度調査結果

- ① 全く知らない・聞いたことはない：43.6% (27年度比5.8ポイント減)
- ② 名前は知っている・聞いたことがある：40.3% (27年度比4.3ポイント増)
 - ②' ②の回答者のうち、更問に対し、具体的サービスを1つ以上選択：23.4% (27年度比2.7ポイント増)
- ③ どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている(利用したことはない)：10.5% (27年度比1.4ポイント増)
- ④ 利用したことがある：5.6% (前年度比0.1%ポイント増)
 - ㊦ 名称認知度(①を除くもの)：56.4% (27年度比5.8ポイント増)
 - ㊧ 業務認知度(③+④)：16.1% (27年度比1.5ポイント増)
 - ④' 記憶喚起の手がかりを得た者も含む業務認知者の割合(②'+③+④)：39.5% (27年度比4.2ポイント増)

【資料26】平成28年度プレスリリース実施一覧

【資料27】広報活動関連資料

(2) 施設・設備、人事に関する計画

【年度計画】

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。

1 施設・設備の確保

職員の配置に合わせた備品整備を行うとともに、職員数又は業務量の増加に伴い事務所面積の拡張又は書棚等の設備の増設が必要となる場合には、レイアウト変更又は書類保管方法を工夫するなど、効率的なスペースの活用方を講じたほか、これらの方策を講じても対応できない事務所又は耐震性等に疑義がある事務所については、移転を実施するなど適切な整備を行った。具体的には、老朽化による耐震性等防災上の問題から、28年度は、石川地方事務所の移転を行った。

2 人的体制の確保

既存業務の業務量の変動を適切に把握し、これらを踏まえ、平成27年度に策定した大規模な人員の再配置計画に基づき、平成29年度4月期の人事異動を実施した。

また、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度の段階的導入に向けた取組(平成29年度から4級以上の職員について正式に導入するとともに、

3級以下の職員について試行を開始) を推進した。

平成28事業年度 決算報告書

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務		民事法律扶助業務		国選弁護等関連業務		犯罪被害者支援業務		司法過疎対策業務		受託業務		共通		合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考		
収入																		
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	819	819	(注9)		
運営費交付金	970	911	△ 59	9,372	9,243	△ 129	325	296	△ 28	770	888	118	(注4)	3,680	3,778	98		
受託収入	—	—	—	—	13,874	13,709	△ 165	168	153	△ 15	1,060	861	△ 199	(注5)	2,315	1,738	△ 577	(注8)
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	69	18	(注10)	
事業収入	—	18	(注1)	10,451	11,212	761	—	—	—	468	239	△ 230	(注6)	—	—	—		
事業外収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	313	300	△ 12		
計	970	929	△ 41	19,824	20,456	632	493	449	△ 44	2,299	1,988	△ 311		5,009	5,916	908		
支出																		
事業経費	341	328	△ 13	17,072	17,607	535	178	159	△ 19	(注9)	210	53	△ 157	(注7)	2,224	1,645	△ 579	(注8)
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,951	3,503	△ 448	(注11)	
人件費	629	603	△ 26	2,752	2,461	△ 291	(注2)	315	292	△ 23	2,089	1,630	△ 458	(注5)	92	92	—	
計	970	931	△ 39	19,824	20,068	245	493	451	△ 42	2,299	1,683	△ 615		5,009	5,223	214		
														—	—	—		
														32,519	32,319	△ 201		
														3,951	3,503	△ 448	(注11)	
														1,057	1,720	662	(注2)	
														5,009	5,223	214		
														44,783	43,733	△ 1,050		

(注1) 事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注3) 事業経費の予算額と決算額の差は、被害者支援に係るコールセンター運営経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注4) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注5) 受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6) 事業収入の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことなどによる。

(注7) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注8) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことなどによる。

(注9) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分698百万円から事業外収入に充当することとされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。

(注10) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、香附金受入れの実績が多かったことなどによる。

(注11) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

平成28事業年度 決算報告書

(単位:百万円)

一般勘定

区分	情報提供業務		民事法律扶助業務		犯罪被害者支援業務		司法過疎対策業務		受託業務		共通		合計		
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	
収入															
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	819 (注9)	—	819 (注9)	
運営費交付金	970	911 △ 59	9,372	9,243 △ 129	325	296 △ 28	770	888 (注4)	—	—	3,680	3,778	15,117	15,117	
受託収入	—	—	—	—	—	—	—	—	2,315	1,738 △ 577 (注8)	—	—	2,315	1,738 △ 577 (注8)	
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	69	51	69	
事業収入	—	18 (注1)	10,451	11,212	761	—	468	239 △ 230 (注5)	—	—	—	—	10,920	11,469	
事業外収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	313	285 △ 27	313	285 △ 27	
計	970	929 △ 41	19,824	20,456	632	296 △ 28	1,238	1,127 △ 112	2,315	1,738 △ 577	4,044	4,951	28,716	29,498	
支出															
事業経費	341	328 △ 13	17,072	17,925	852	24	19 △ 5 (注3)	194	122 △ 72 (注6)	2,224	1,645 △ 579 (注8)	—	—	19,855	20,038
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,309	2,595 △ 714 (注11)
人件費	629	603 △ 26	2,752	2,461 △ 291 (注2)	301	280 △ 21	1,044	808 △ 236 (注7)	92	92	735	1,169	5,553	5,412 △ 139	
計	970	931 △ 39	19,824	20,385	562	299 △ 26	1,238	930 △ 308	2,315	1,736 △ 579	4,044	3,764 △ 280	28,716	28,046 △ 670	

(注1) 事業収入の予算額と決算額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注3) 事業経費の予算額と決算額の差は、被害者支援に係るコールセンター—運営経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注4) 運営費交付金の予算額と決算額の差は、当年度中に執行状況を踏まえ、各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注5) 事業収入の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことなどによる。

(注6) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注7) 人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注8) 受託収入及び事業経費の予算額と決算額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことなどによる。

(注9) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分698百万円から事業外収入に充当することとされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。

(注10) 補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金受入れの実績が多かったことなどによる。

(注11) 一般管理費の予算額と決算額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

平成28事業年度 決算報告書

国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			共通			合計						
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考			
収入																			
受託収入	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199 (注2)		965	950	△ 15		16,067	15,673	△ 394
事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	444	444 (注4)		—	444	444 (注4)
計	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199		965	1,394	429		16,067	16,116	50
支出																			
事業経費	12,495	12,527	32		154	140	△ 14		16	42	26 (注3)		—	—	—		12,665	12,709	45
一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		642	908	266 (注5)		642	908	266 (注5)
人件費	1,379	1,115	△ 265 (注1)		14	11	△ 3 (注1)		1,044	822	△ 222 (注2)		323	551	228 (注1)		2,760	2,499	△ 261
計	13,874	13,641	△ 232		168	152	△ 16		1,060	864	△ 196		965	1,459	494		16,067	16,116	49

(注1) 人件費の予算額と決算額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注2) 受託収入及び人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3) 事業経費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が多かったことなどによる。

(注4) 事業外収入の予算額と決算額の差は、一般勘定からの受入を計上したことなどによる。

(注5) 一般管理費の予算額と決算額の差は、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置の考え方を基礎として予算額を計上していることなどによる。

平成28事業年度 収支計画

法人単位

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			国選弁護士等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計		
	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考
費用の部	970	931	△ 39	19,824	20,068	245	13,874	13,641	△ 232	493	451	△ 42	2,299	1,683	△ 615	2,315	1,736	△ 579	5,009	5,223	214	44,783	43,733	△ 1,050
經常費用	970	931	△ 39	19,824	20,068	245	13,874	13,641	△ 232	493	451	△ 42	2,299	1,683	△ 615	2,315	1,736	△ 579	5,009	5,223	214	44,783	43,733	△ 1,050
事業経費	341	328	△ 13	17,072	17,607	535	12,495	12,527	32	178	159	△ 19 (注3)	210	53	△ 157 (注4)	2,224	1,645	△ 579 (注8)	—	—	—	32,519	32,319	△ 201
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,951	3,503	△ 448 (注9)	3,951	3,503	△ 448 (注9)
人件費	629	603	△ 26	2,752	2,461	△ 291 (注2)	1,379	1,115	△ 265 (注2)	315	292	△ 23	2,089	1,630	△ 458 (注5)	92	92	—	1,057	1,720	662 (注2)	8,312	7,911	△ 401
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	970	929	△ 41	19,824	20,456	632	13,874	13,709	△ 165	493	449	△ 44	2,299	1,988	△ 311	2,315	1,738	△ 577	5,009	5,916	908	44,783	45,185	403
前期繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	819	819	819	819 (注10)
運営費交付金	970	911	△ 59	9,372	9,243	△ 129	—	—	—	325	296	△ 28	770	888	118 (注6)	—	—	—	3,680	3,778	98	15,117	15,117	—
受託収入	—	—	—	—	—	—	13,874	13,709	△ 165	168	153	△ 15	1,060	861	△ 199 (注5)	2,315	1,738	△ 577 (注8)	965	950	△ 15	18,382	17,411	△ 971
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	69	18 (注11)	51	69	18 (注11)
事業収入	—	18	(注1) △ 18	10,451	11,212	761	—	—	—	—	—	—	468	239	△ 230 (注7)	—	—	—	—	—	—	10,920	11,469	549
事業外収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	313	300	△ 12	313	300	△ 12
純利益	—	△ 1	△ 1	—	387	387	—	67	67	—	△ 2	△ 2	—	305	305	—	2	2	—	—	—	—	1,452	1,452 (注12)
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	△ 1	△ 1	—	387	387	—	67	67	—	△ 2	△ 2	—	305	305	—	2	2	—	—	—	—	1,452	1,452

(注1) 事業収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注3) 事業経費の計画額と実績額の差は、被害者支援に係るコールセンター運営経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注4) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注5) 人件費及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注7) 事業収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の差は、日弁連委託探助の実績が少なかったことなどによる。

(注8) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、調達内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことなどによる。

(注9) 一般管理費の計画額と実績額の差は、運営費交付金の繰越分698百万円から事業外収入に充当することとされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。

(注10) 前期繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分698百万円から事業外収入に充当することとされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。

(注11) 補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金受入れの実績が多かったことなどによる。

(注12) 純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいない。損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

平成28事業年度 収支計画

一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計			
	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	計画額	実績額	備考	
費用の部	970	931	△ 39	19,824	20,385	562	325	299	△ 26	1,238	930	△ 308	2,315	1,736	△ 579	4,044	3,764	△ 280	28,716	28,046	△ 670	
経常費用	970	931	△ 39	19,824	20,385	562	325	299	△ 26	1,238	930	△ 308	2,315	1,736	△ 579	4,044	3,764	△ 280	28,716	28,046	△ 670	
事業経費	341	328	△ 13	17,072	17,925	852	24	19	△ 5 (注3)	194	122	△ 72 (注4)	2,224	1,645	△ 579 (注8)	—	—	—	19,855	20,038	183	
一般管理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,309	2,595	△ 714 (注9)	3,309	2,595	△ 714 (注9)	
人件費	629	603	△ 26	2,752	2,461	△ 291 (注2)	301	280	△ 21	1,044	808	△ 236 (注5)	92	92	—	735	1,169	434 (注2)	5,553	5,412	△ 139	
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
財務費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
収益の部	970	929	△ 41	19,824	20,456	632	325	296	△ 28	1,238	1,127	△ 112	2,315	1,738	△ 577	4,044	4,951	907	28,716	29,498	782	
前期繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	819	819	(注10)	—	819	(注10)
運営費交付金	970	911	△ 59	9,372	9,243	△ 129	325	296	△ 28	770	888	118 (注6)	—	—	—	3,680	3,778	98	15,117	15,117	—	
受託収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,315	1,738	△ 577 (注8)	—	—	—	2,315	1,738	△ 577	
補助金等収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	69	18 (注11)	51	69	18 (注11)	
事業収入	—	18	(注1)	10,451	11,212	761	—	—	—	468	239	△ 230 (注7)	—	—	—	—	—	—	10,920	11,469	549	
事業外収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	313	285	△ 27	313	285	△ 27	
純利益	—	△ 1	△ 1	—	70	70	—	△ 3	△ 3	—	197	197	—	2	2	—	1,187	1,187	—	1,452	1,452 (注12)	
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
総利益	—	△ 1	△ 1	—	70	70	—	△ 3	△ 3	—	197	197	—	2	2	—	1,187	1,187	—	1,452	1,452	

- (注1) 事業収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。
- (注2) 人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。
- (注3) 事業経費の計画額と実績額の差は、被害者支援に係るコールセンター運営経費の支出実績が少なかったことなどによる。
- (注4) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。
- (注5) 人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。
- (注6) 運営費交付金の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。
- (注7) 事業収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことなどによる。
- (注8) 事業経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことなどによる。
- (注9) 一般管理費の計画額と実績額の差は、調達の内容及び方法の工夫により経費削減に努めたことによる。
- (注10) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越金698百万円から事業外収入に充当することとされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。
- (注11) 補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金受入れの実績が多かったことなどによる。
- (注12) 純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

平成28事業年度 収支計画

国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護士等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			共通			合計							
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考				
費用の部	13,874	13,641	△ 232		168	152	△ 16		1,060	864	△ 196		965	1,459	494		16,067	16,116	49	
経常費用	13,874	13,641	△ 232		168	152	△ 16		1,060	864	△ 196		965	1,459	494		16,067	16,116	49	
事業経費	12,495	12,527	32		154	140	△ 14		16	42	26 (注2)		—	—	—		12,665	12,709	45	
一般管理費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		642	908	266 (注4)		642	908	266 (注4)	
人件費	1,379	1,115	△ 265 (注1)		14	11	△ 3 (注1)		1,044	822	△ 222 (注3)		323	551	228 (注1)		2,760	2,499	△ 261	
減価償却費	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
財務費用	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
臨時損失	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
収益の部	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199		965	1,394	429		16,067	16,116	50	
受託収入	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199 (注3)		965	950	△ 15		16,067	15,673	△ 394	
事業外収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	444	444 (注5)		—	444	444 (注5)	
純利益	—	67	67		—	1	1		—	△ 3	△ 3		—	△ 65	△ 65		—	—	—	
目的積立金取崩額	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—	
総利益	—	67	67		—	1	1		—	△ 3	△ 3		—	△ 65	△ 65		—	—	—	

(注1) 人件費の計画額と実績額の差は、当初各事業部門に配分していた予算の一部を管理部門に再配分したことなどによる。

(注2) 事業経費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が多かったことなどによる。

(注3) 人件費及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注4) 一般管理費の計画額と実績額の差は、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置の考え方を基礎として予算額を計上していることなどによる。

(注5) 事業外収入の計画額と実績額の差は、一般勘定からの受入を計上したことなどによる。

平成28事業年度 資金計画

(単位:百万円)

法人単位

区分	情報提供業務		民事法律扶助業務		国選弁護士等関連業務		犯罪被害者支援業務		司法過疎対策業務		受託業務		共通		合計									
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額								
資金支出	970	931	△ 39	19,824	20,068	245	13,874	13,641	△ 232	493	451	△ 42	2,299	1,683	△ 615	2,315	1,736	△ 579	5,009	5,223	214	44,783	43,733	△ 1,050
経常費用	970	931	△ 39	19,824	20,068	245	13,874	13,641	△ 232	493	451	△ 42	2,299	1,683	△ 615	2,315	1,736	△ 579	5,009	5,223	214	44,783	43,733	△ 1,050
業務活動による支出	970	931	△ 39	19,824	20,068	245	13,874	13,641	△ 232	493	451	△ 42	2,299	1,683	△ 615 (注2)	2,315	1,736	△ 579 (注5)	5,009	5,223	214	44,783	43,733	△ 1,050
投資活動による支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資金収入	970	929	△ 41	19,824	20,456	632	13,874	13,709	△ 165	493	449	△ 44	2,299	1,988	△ 311	2,315	1,738	△ 577	5,009	5,916	908	44,783	45,165	403
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	819	819	819	819 (注6)
業務活動による収入	970	929	△ 41	19,824	20,456	632	13,874	13,709	△ 165	493	449	△ 44	2,299	1,988	△ 311	2,315	1,738	△ 577	5,009	5,097	88	44,783	44,366	△ 417
運営費交付金による収入	970	911	△ 59	9,372	9,243	△ 129	—	—	—	325	296	△ 28	770	888	118 (注3)	—	—	—	3,680	3,778	98	15,117	15,117	—
受託収入	—	—	—	—	—	—	13,874	13,709	△ 165	168	153	△ 15	1,060	861	△ 199 (注2)	2,315	1,738	△ 577 (注5)	965	950	△ 15	18,382	17,411	△ 971
その他の収入	—	18	18 (注1)	10,451	11,212	761	—	—	—	—	—	—	468	239	△ 230 (注4)	—	—	—	364	369	6	11,284	11,838	554
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) その他収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数及び常勤弁護士の事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注4) その他の収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償受任事業の収益計上の実績が少なかったことなどによる。

(注5) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことなどによる。

(注6) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越金698百万円からその他の収入に充当することとされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金551百万円である。

平成28事業年度 資金計画

一般勘定

(単位:百万円)

区分	情報提供業務			民事法律扶助業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			受託業務			共通			合計											
	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額	計画額	実績額	差額
資金支出	970	931	△ 39	19,824	20,385	562	325	299	△ 26	1,238	930	△ 308	2,315	1,736	△ 579	4,044	3,764	△ 280	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670
経常費用	970	931	△ 39	19,824	20,385	562	325	299	△ 26	1,238	930	△ 308	2,315	1,736	△ 579	4,044	3,764	△ 280	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670
業務活動による支出	970	931	△ 39	19,824	20,385	562	325	299	△ 26	1,238	930	△ 308	2,315	1,736	△ 579	4,044	3,764	△ 280	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670	28,716	28,046	△ 670
投資活動による支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資金収入	970	929	△ 41	19,824	20,456	632	325	296	△ 28	1,238	1,127	△ 112	2,315	1,738	△ 577	4,044	4,951	907	28,716	29,498	782	28,716	29,498	782	28,716	29,498	782	28,716	29,498	782
前年度繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業務活動による収入	970	929	△ 41	19,824	20,456	632	325	296	△ 28	1,238	1,127	△ 112	2,315	1,738	△ 577	4,044	4,132	88	28,716	28,678	△ 38	28,716	28,678	△ 38	28,716	28,678	△ 38	28,716	28,678	△ 38
運営費交付金による収入	970	911	△ 59	9,372	9,243	△ 129	325	296	△ 28	770	888	118	2,315	—	—	3,680	3,778	98	15,117	15,117	—	15,117	15,117	—	15,117	15,117	—	15,117	15,117	—
受託収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の収入	—	18	(注1)	10,451	11,212	761	—	—	—	468	239	△ 230	2,315	1,738	△ 577	364	354	△ 10	11,284	11,823	539	11,284	11,823	539	11,284	11,823	539	11,284	11,823	539
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) その他収入の計画額と実績額の差は、被災者相談専門家派遣業務のための岩手県からの収入があったことによる。

(注2) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3) 運営費交付金による収入の計画額と実績額の差は、当年度中に執行状況を踏まえて各セグメントへの運営費交付金予算配分を見直したことによる。

(注4) その他の収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士による有償委任事業の収益計上の実績が少なかったことなどによる。

(注5) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、日弁連委託援助の実績が少なかったことなどによる。

(注6) 前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分698百万円からその他の収入に充当したこととされた230百万円を除いた468百万円及び政府出資金351百万円である。

平成28事業年度 資金計画

国選弁護士確保業務等勘定

(単位:百万円)

区分	国選弁護士等関連業務			犯罪被害者支援業務			司法過疎対策業務			共通			合計						
	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考	計画額	実績額	差額	備考			
資金支出	13,874	13,641	△ 232		168	152	△ 16		1,060	864	△ 196		965	1,459	494		16,067	16,116	49
経常費用	13,874	13,641	△ 232		168	152	△ 16		1,060	864	△ 196		965	1,459	494		16,067	16,116	49
業務活動による支出	13,874	13,641	△ 232		168	152	△ 16		1,060	864	△ 196	(注1)	965	1,459	494	(注2)	16,067	16,116	49
投資活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
財務活動による支出	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
次期中期目標の期間への繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
資金収入	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199		965	1,394	429		16,067	16,116	50
業務活動による収入	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199		965	1,394	429		16,067	16,117	50
受託収入	13,874	13,709	△ 165		168	153	△ 15		1,060	861	△ 199	(注1)	965	950	△ 15		16,067	15,673	△ 394
その他の収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	444	444	(注3)	—	444	444
投資活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
財務活動による収入	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—
前期中期目標の期間よりの繰越金	—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—		—	—	—

(注1) 業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数及び常勤弁護士による事件処理経費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2) 業務活動による支出の計画額と実績額の差は、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置の考え方を基礎として予算額を計上していることなどによる。

(注3) その他の収入の計画額と実績額の差は、一般勘定からの受入を計上したことなどによる。

平成28年度日本司法支援センター契約状況表

(平成29年3月31日現在)

	件 数		金 額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	42	29.4%	2,920,391,977	83.8%
うち一般競争入札	39	27.3%	2,117,022,097	60.8%
うち総合評価方式	2	1.4%	791,121,600	22.7%
うち企画競争	1	0.7%	12,248,280	0.4%
競争性のない随意契約	101	70.6%	563,292,482	16.2%
事務所・宿舍の賃貸借契約	71	49.7%	209,416,836	6.0%
会計監査人契約	1	0.7%	17,280,000	0.5%
官報公告契約	1	0.7%	1,998,675	0.1%
他との互換性がない契約	23	16.1%	204,946,886	5.9%
その他の契約	5	3.5%	129,650,085	3.7%
合 計	143	100%	3,483,684,459	100%

※随意契約の主な内訳	随契に占める割合(%)	随契に占める割合(%)
事務所契約	3件 3.0%	115,395,600円 20.5%
借上宿舍契約	68件 67.3%	94,021,236円 16.7%
システム関係契約	17件 16.8%	190,746,651円 33.9%
合 計	88件 87.1%	400,163,487円 71.0%

(参考)
平成27年度

	件 数		金 額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	28	31.1	464,429,149	64.2
うち一般競争入札	25	27.8	367,995,949	50.9
うち総合評価方式	3	3.3	96,433,200	13.3
うち企画競争	0	0	0	0
競争性のない随意契約	62	68.9	258,662,823	35.8
事務所・宿舍の賃貸借契約	51	56.7	138,882,999	19.2
会計監査人契約	1	1.1	17,280,000	2.4
官報公告契約	1	1.1	1,824,795	0.3
他との互換性がない契約	9	10	100,675,029	13.9
その他の契約	0	0	0	0
合 計	90	100	723,091,972	100

一般競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率	相手方住所氏名	備考
1	リサイクルPPC用紙一式	H28.4.26	3,499,256	入札	3,671,370	95.31%	東京都千代田区神田神保町1-103 有限会社三章堂	
2	全国拠点ルータの更改に係る機器導入役務、賃貸借及び保守業務委託契約一式	H28.4.26	14,316,912	入札	16,926,840	84.58%	神奈川県川崎市川崎区日進町1-53 東芝ITサービス株式会社	
-	個人番号収集代行業務委託一式	H28.4.28	17,753,289	入札	21,587,040	82.24%	東京都港区芝4-6-12 株式会社廣済堂	計上不要 変更契約あり (H28.11.16)
3	本部財務会計課労働者派遣業務一式	H28.6.7	1,347,840	入札	2,129,166	63.30%	東京都新宿区西新宿2-6-1 株式会社キャリア	
4	本部人事課労働者派遣業務一式	H28.6.7	1,979,316	入札	2,404,154	82.32%	東京都武蔵野市中町1-17-3 株式会社人材バンク	
5	平成28年度日本司法支援センター定期広報誌印刷・発送業務一式	H28.6.21	8,894,683	入札	11,016,000	80.74%	埼玉県川口市朝日4-22-7 株式会社アドレスサービス	
-	情報化統括顧問業務(CIO補佐業務相当)委託契約	H28.7.1	4,652,640	入札	4,665,600	99.72%	東京都江東区新砂1-3-3 株式会社インテック	計上不要 変更契約あり (H28.12.28)
6	第三世代シンクライアントシステムの構築委託契約一式	H28.7.14	414,875,520	入札	565,259,040	73.39%	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社	
7	デジタルフルカラー複合機107台・プリンタ34台保守付リース契約一式	H28.7.22	112,621,980	入札	206,712,000	54.48%	東京都港区芝浦3-4-1 リコージャパン株式会社	
8	デジタルフルカラー複合機7台保守付リース契約一式	H28.7.22	9,586,080	入札	16,264,800	58.93%	東京都港区芝浦3-4-1 リコージャパン株式会社	
9	日本司法支援センターホームページ運用支援に関する業務	H28.9.23	7,322,400	入札	7,322,400	100.00%	東京都渋谷区恵比寿西1-16-6 彼方株式会社	
10	日本司法支援センター福岡地方事務所労働者派遣業務一式	H28.10.1	1,224,720	入札	1,652,400	74.11%	福岡県福岡市中央区天神3-11-20 株式会社ケー・デー・シー福岡支店	
11	支払先マイナンバー管理システムに係る設計・開発業務一式	H28.10.5	5,648,400	入札	9,729,720	58.05%	神奈川県横浜市中区山下町22 株式会社ワイイーシーソリューションズ	
12	情報システムに関する体制(マネジメント)監査業務委託一式	H28.10.12	5,292,000	入札	5,949,720	88.94%	神奈川県鎌倉市大船2-19-28 宇津路屋ビル2F 株式会社ケイテック	
13	被災者法律相談援助等周知のための広報業務	H28.10.20	30,780,000	入札	40,413,600	76.16%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
14	弁護士賠償責任保険契約	H28.10.21	1,604,760	入札	1,604,760	100.00%	東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	

15	個人番号収集代行業務委託一式変更契約	H28.11.16	15,682,750	随意	15,682,750	100.00%	東京都港区芝4-6-12 株式会社廣済堂	原契約は入札
16	JR駅構内への広報用ポスター掲出業務一式	H28.11.30	5,286,600	入札	5,508,000	95.98%	大阪府大阪市北区西天満6-2-17 株式会社近宣	
17	日本司法支援センター情報システム運用保守業務等委託契約	H28.11.30	50,932,800	入札	78,072,120	65.23%	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株式会社	
-	第三世代シンクライアントシステムの構築委託契約一式に係るライセンス追加に伴う変更契約	H28.11.30	54,619,574	随意	55,477,992	98.45%	東京都港区芝浦4-9-25 東芝ITサービス株式会社	原契約は入札 金額のみ計上 (追加契約)
18	日本司法支援センター奈良地方事務所労働者派遣業務一式	H28.12.5	1,137,240	入札	1,137,240	100.00%	大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル 株式会社かんでんジョイナス	
19	日本司法支援センター札幌地方事務所労働者派遣業務一式	H28.12.9	1,145,664	入札	1,564,272	73.23%	札幌市中央区北5条西5-7 キャリアバンク株式会社	
20	日本司法支援センター備蓄用食品等購入・配送業務委託一式	H28.12.26	6,789,170	入札	6,804,286	99.77%	東京都中央区銀座3-4-12 株式会社文祥堂	
21	情報統括顧問業務(CIO補佐業務相当)委託変更契約	H28.12.28	6,192,720	随意	6,197,040	99.93%	東京都江東区新砂1-3-3 株式会社インテック	原契約は入札
22	本部民事法律扶助第二課労働者派遣業務一式	H29.1.10	922,233	入札	1,205,280	76.51%	東京都豊島区南大塚3-30-3 株式会社アイネットサポート	
23	全国法律事務所用P C 端末等の更改に係る機器導入役務、賃貸借及び保守調達一式	H29.1.13	17,556,220	入札	22,453,000	78.19%	東京都港区三田1-4-28 NECネクスソリューションズ株式会社	
24	セキュリティ対策ソフトウェアの調達	H29.1.18	2,808,000	入札	4,250,880	66.05%	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
25	広報グッズ作製・発送業務一式	H29.1.25	1,770,000	入札	1,779,000	99.49%	新潟県長岡市今朝白2-8-3 株式会社東亜	
26	平成29年度多言語情報提供サービス業務委託一式	H29.1.31	3,110,400	入札	5,849,280	53.17%	東京都新宿区新宿4-3-17 株式会社ブリックス	
27	民事法律扶助立替金償還に係る償還金払込通知の作成・発送及び集金代行業務一式	H29.1.31	166,557,600	入札	166,764,960	99.87%	東京都千代田区麹町5-2-1 株式会社オリエンコーポレーション	
28	「東日本大震災法律援助事業」周知のための広報業務一式	H29.2.6	11,830,655	入札	13,183,560	89.73%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
29	戸籍附票又は住民票の写しの取得代行業務一式	H29.2.10	1,040,000	入札	1,670,000	62.27%	東京都新宿区西新宿7-21-3 スリープロ株式会社	
30	平成29年度ファクシミリによる一斉同報業務委託一式	H29.2.15	1,199,797	入札	1,199,805	99.99%	東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 株式会社ネクスウェイ	
31	平成29年度リサイクルPPC用紙一式	H29.2.22	3,594,053	入札	3,698,933	97.16%	東京都千代田区神田神保町1-103 東京パークタワープラザ1階 有限会社三章堂	

32	平成29年度被災地出張所(宮城県)自動車運行管理業務一式	H29.3.6	1,199,880	入札	1,326,000	90.48%	東京都新宿区西新宿2-1-1 株式会社セノン
33	平成29年度産業医業務委託一式	H29.3.10	3,110,000	入札	3,110,000	100.00%	東京都渋谷区道玄坂2-25-12 株式会社ドクタートラスト
34	民事法律扶助立替金償還滞納者に対する督促状等の作成・発送及び集金代行業務一式	H29.3.15	14,926,834	入札	16,596,000	89.94%	東京都中央区八丁堀2-20-8 株式会社電算システム
35	職員採用における採用事務委託業務	H29.3.23	4,244,400	入札	4,309,200	98.49%	東京都渋谷区東3-3-9-19 株式会社トライアンフ
36	リスティング広告出稿業務	H29.3.24	11,880,000	入札	12,206,160	97.32%	東京都渋谷区渋谷3-12-22 渋谷プレスステージビル2F 株式会社リーガルキャリア
37	第三世代インフラ共通基盤の構築委託契約	H29.3.24	1,071,360,000	入札	1,113,605,280	96.20%	神奈川県川崎市川崎区日進町1-53 東芝ITサービス株式会社
38	地方事務所用シュレッダー62台リース契約	H29.3.27	20,987,640	入札	22,137,840	94.80%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ
39	法律事務所用シュレッダー66台リース契約	H29.3.27	18,144,000	入札	19,117,080	94.90%	東京都港区虎ノ門1-1-24 株式会社オカモトヤ

総合評価による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率	相手方住所氏名	備考
1	広報誌「季刊ほてらす」制作業務委託契約	H28.4.21	4,881,600	入札 (総合評価)	5,135,400	95.06%	東京都港区南青山2-12-15 サイトビル4F 株式会社エアリーライム	
2	業務統合管理システム等の再構築委託契約一式	H28.7.29	786,240,000	入札 (総合評価)	794,881,080	98.91%	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社	

企画競争による契約一覧表

	件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率	相手方住所氏名	備考
1	司法ソーシャルワークが経済・財政に及ぼす効果に関する調査研究事業委託契約	H28.10.3	12,248,280	企画競争	12,311,244	99.48%	東京都港区虎ノ門5-11-2 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	

随 意 契 約 一 覧 表

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1 本部借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,470,780	随意	1,470,780	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60-41F 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
2 本部借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,470,780	随意	1,470,780	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60-41F 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
3 旭川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,551,840	随意	1,551,840	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
4 コールセンター借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	2,070,480	随意	2,070,480	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市青葉区五橋2-11-1 ショーケー株式会社	
5 福島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,220,100	随意	1,220,100	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
6 千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	2,176,684	随意	2,176,684	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7F 大和リビングマネジメント株式会社	
7 長野地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,026,988	随意	1,026,988	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
8 埼玉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,827,024	随意	1,827,024	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	埼玉県さいたま市大宮区大成町2-273-1 株式会社ハウス二十一	
9 和歌山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,116,288	随意	1,116,288	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
10 広島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,398,600	随意	1,398,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
11 山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,029,040	随意	1,029,040	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
12 岡山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,375,572	随意	1,375,572	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
13 長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	2,238,240	随意	2,238,240	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	長崎県長崎市片淵1-8-4 有限会社エス・ティエ企画	
14 沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.1	1,248,600	随意	1,248,600	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
15 被害者国選弁護業務管理システムに係る保守業務委託契約	H28.4.1	2,311,200	随意	3,168,192	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都台東区浅草4-6-1 ファミール本橋502 株式会社インターアーク	
16 判例検索等データベースの利用契約	H28.4.1	4,121,280	随意	4,432,320	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
17 判例検索等データベースの利用契約	H28.4.1	2,505,600	随意	3,636,120	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F 株式会社TKC	
18 判例検索等データベースの利用契約	H28.4.1	2,544,048	随意	3,615,840	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル4F ウエストロー・ジャパン株式会社	
19 判例検索等データベースの利用契約	H28.4.1	1,440,000	随意	2,288,736	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-11-17 第一法規株式会社	

20	コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託	H28.4.1	18,364,320	随意	18,364,968	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
21	コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託契約	H28.4.1	18,182,880	随意	18,182,880	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
22	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約	H28.4.1	31,534,272	随意	31,534,272	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
23	NHK放送受信契約	H28.4.1	2,008,187	随意	2,008,187	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区富ヶ谷1-18-4 アビストビル2F NHK営業サービス株式会社	
24	宮城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.2	1,228,482	随意	1,228,482	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
25	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.2	1,268,470	随意	1,268,470	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	茨城県つくば市島名2298 三重アセットマネジメント株式会社	
26	福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.2	877,100	随意	877,100	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
27	宮崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.2	1,135,960	随意	1,135,960	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
28	職員採用試験における採用事務委託業務契約	H28.4.4	4,139,100	入札 (不落随意)	4,145,040	再度の入札に付しても落札者がなかったため。	規程第18条第2項第2号	東京都渋谷区東3-9-19 株式会社トライアンプ	
29	拠点事務所用IP電話システム更改に伴うコールセンター電話基盤の設定変更及び連携確認役割作業委託	H28.4.5	4,058,208	随意	4,058,208	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
30	山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.8	1,299,310	随意	1,299,310	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
31	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.4.22	1,187,400	随意	1,187,400	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	静岡県浜松市南区渡瀬町1000-3 エステート林工株式会社	
32	拠点事務所用IP電話システム更改等に係る業務委託一式に係る契約変更について	H28.5.1	3,755,030	随意	5,517,820	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
33	京都地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.6.1	1,390,712	随意	1,390,712	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大阪府吹田市江坂町1-12-4 第二江坂ソリトンビル5F 有限会社スリーエーコーポレーション	
34	法律事務所用NAS及びUPSバッテリー等一式	H28.6.3	27,161,503	入札 (不落随意)	27,193,320	再度の入札に付しても落札者がなかったため。	規程第18条第2項第2号	東京都品川区北品川1-19-5 アルファコンピュータ株式会社	
35	石川地方事務所賃貸借契約	H28.7.1	27,861,600	随意	27,861,600	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	石川県金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会	
36	携帯・スマートフォン対応フォーム作成業務一式	H28.7.29	1,581,120	随意	1,784,430	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区恵比寿西1-16-6 モワビル2F 彼方株式会社	
37	地方事務所の代表番号転送に係るコールセンター系電話基盤設定変更作業委託業務	H28.8.9	1,530,144	随意	1,530,144	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
38	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.8.16	1,090,639	随意	1,090,639	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
39	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.8.24	1,769,040	随意	1,769,040	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
40	日本司法支援センター平成27事業年度財務諸表官報公告掲載について	H28.9.27	1,998,675	随意	1,998,675	契約の性質又は目的が競争に適さないため。	規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官報販売所	

41	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.9.27	1,718,264	随意	1,718,264	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
42	平成28事業年度日本司法支援センター会計監査事務契約	H28.9.28	17,280,000	随意	(4事業年度分)	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久都町1-2 有限責任あずさ監査法人	
43	情報共有システム保守及びリース延長契約	H28.9.29	2,041,968	随意	2,163,792	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
44	次世代シンクライアントシステム ハードウェア・ソフトウェア保守更新	H28.9.30	7,120,224	随意	7,217,424	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 SCSK株式会社	
45	次世代シンクライアントシステム機器等リース延長契約	H28.9.30	2,433,888	随意	2,433,888	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 SCSK株	
46	第三シンクライアントシステム用ラック初期費用	H28.9.30	1,344,600	随意	1,923,912	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 SCSK株式会社	
47	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.9.30	1,504,320	随意	1,504,320	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
48	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.10.1	1,890,160	随意	1,890,160	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
49	次世代インフラ共通基盤機器等リース・保守延長契約	H28.10.1	53,561,042	随意	53,715,963	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
50	インターネットデータセンター賃貸借契約変更	H28.10.8	76,336,560	随意	76,601,230	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント SCSK株	
51	長野地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.10.28	1,093,092	随意	1,093,092	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
52	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.10.31	1,483,404	随意	1,483,404	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
53	岐阜地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.11.24	1,306,420	随意	1,306,420	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	岐阜県岐阜市金園町3-32 株式会社熊崎商会	
54	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.11.28	1,346,016	随意	1,346,016	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	三重県津市乙部36-11 株式会社小島	
55	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.11.30	1,477,632	随意	1,477,632	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大阪府大阪市北区中崎西2-4-12 旭化成不動産レジデンス株式会社	
56	日本司法支援センター情報システム運用保守業務の引継ぎ作業	H28.12.1	1,620,000	随意	1,663,200	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
57	高知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.15	1,500,383	随意	1,500,383	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
58	高知地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.20	1,178,212	随意	1,178,212	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
59	次世代インフラ共通基盤保守延長に伴うソフトウェアバージョンアップ作業	H28.12.20	24,485,295	随意	24,995,805	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
60	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.20	1,250,000	随意	1,250,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
61	沖縄地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.20	1,155,797	随意	1,155,797	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

62	西郷地域事務所定期建物賃貸借契約	H28.12.22	11,197,440	随意	11,197,440	契約の性質又は目的が競争に 適しないため。	規程第18条 第1項第1号	広島市中区西十丁目10-15 藤NTT西日本アセット・プランニング	
63	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.22	1,595,839	随意	1,595,839	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
64	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.22	1,549,360	随意	1,549,360	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
65	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.24	1,223,222	随意	1,223,222	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない	
66	財務コアシステムリース・保守延長契約	H28.12.27	5,333,286	随意	5,333,286	契約の性質又は目的が競争に 適しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル NECテクサソリューションズ㈱	
67	山口地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.27	1,128,390	随意	1,128,390	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	山口県山口市糸米2-8-5 セントラルビル株式会社	
68	鹿児島地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.28	1,564,140	随意	1,564,140	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
69	データ保全センター機器等一式の延長契 約	H28.12.28	2,393,952	随意	2,394,048	契約の性質又は目的が競争に 適しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	
70	富山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.28	1,381,403	随意	1,381,403	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない	
71	岩手地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.28	1,538,400	随意	1,538,400	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
72	新潟地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H28.12.29	1,053,600	随意	1,053,600	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない	
73	函館地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.4	1,452,036	随意	1,452,036	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない	
74	岐阜地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.6	826,200	随意	826,200	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表しない	
75	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.6	1,288,067	随意	1,288,067	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	島根県隠岐郡隠岐の島町平平ノ前545 有限会社タケダ	
76	香川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.6	1,774,880	随意	1,774,880	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	愛知県名古屋市中区丸の内2-1-33 東建本社丸の内ビル 東建ビル管理株式会社	
77	民事法律扶助立替金償還に係る口座振替 による収納代行業務委託一式	H29.1.13	86,378,762	入札 (不落随意)	86,378,762	再度の入札に付しても落札者が なかったため	規程第18条 第2項第2号	大阪市浪速区湊町1-2-3 株式会社アプラス	
78	刊行物印刷・発送業務一式	H29.1.18	9,918,720	入札 (不落随意)	9,925,200	再度の入札に付しても落札者が なかったため	規程第18条 第2項第2号	熊本県宇城市松橋町豊崎1959 数島印刷株式会社	
79	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.25	1,326,240	随意	1,326,240	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	長崎県長崎市恵美須町2-25 株式会社山水荘	
80	福岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.27	1,015,200	随意	1,015,200	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	福岡県福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構九州支社	
81	旭川地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.1.31	1,495,860	随意	1,495,860	勤務地、交通の便等の条件に 合致する物件が契約物件以外 に存在しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
82	人事・給与・勤怠システムリース・保守 延長契約	H29.2.1	10,676,342	随意	10,777,868	契約の性質又は目的が競争に 適しないため。	規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング	

83	本部借上宿舍賃貸借契約	H29.2.1	838,950	随意	838,950	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
84	滋賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.2.1	1,462,656	随意	1,462,656	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
85	福井地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.2.1	1,233,653	随意	1,233,653	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
86	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.2.1	1,354,928	随意	1,354,928	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社
87	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.2.1	1,415,520	随意	1,415,520	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7F 大和リビングマネジメント株式会社
88	青森地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.2.1	1,593,508	随意	1,593,508	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7F 大和リビングマネジメント株式会社
89	長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.1	1,853,616	随意	1,853,616	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
90	平成29年度社会保険手続等業務委託一式	H29.3.3	2,052,000	入札 (不落随意)	2,070,360	再度の入札に付しても落札者がなかったため	規程第18条第2項第2号	東京都江戸川区船堀3-1-6 社会保険労務士法人人事給与
91	三重地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.14	1,760,894	随意	1,760,894	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社
92	静岡地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.15	979,104	随意	979,104	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	静岡県三島市南田町2-31 アーネスト'98ビル 日本管理センター株式会社
93	鳥取地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.17	1,237,744	随意	1,237,744	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
94	兵庫地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.21	1,550,432	随意	1,550,432	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	大阪府大阪市福島区福島5-8-1 生和不動産保障株式会社
95	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.24	1,545,653	随意	1,545,653	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	松江市南田町107 株式会社107企画
96	愛媛地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.24	1,363,912	随意	1,363,912	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない
97	栃木地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.25	1,275,000	随意	1,275,000	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社
98	島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H29.3.30	1,471,320	随意	1,471,320	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社
99	本部借上宿舍賃貸借契約	H29.3.31	1,420,560	随意	1,420,560	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
100	本部借上宿舍賃貸借契約	H29.3.31	1,125,360	随意	1,125,360	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
101	本部借上宿舍賃貸借契約	H29.3.31	953,760	随意	953,760	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

「平成 28 年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第 1 表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国におけるそれと同じである（契約事務取扱細則（平成 18 年細則第 2 号）第 23 条）。

(1) 「競争性のある契約」について（第 2 表の 1 ないし第 2 表の 3）

競争性のある契約は 42 件で全体の 29.4%、契約金額は約 29 億 2,000 万円で全体の 83.8%であり、平成 27 年度と比較して、契約金額及び当該金額が全体に占める比率がいずれも増大しているところ、その要因として、シンククライアントシステムやインフラ共通基盤といったシステム更改に関する大規模な業務委託契約を締結したことが挙げられる。

(2) 「競争性のない随意契約」について（第 3 表）

競争性のない随意契約は 101 件で全体の 70.6%、契約金額は約 5 億 6,000 万円で全体の 16.2%と、平成 27 年度と比較して、件数・契約金額共に増加しているものの、契約金額が全体に占める比率については、上記(1)の要因により低くなっている。

2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舍の賃貸借契約（第 3 表（内訳 1）及び（内訳 2））

随意契約の件数の比率が高い要因として、①事務所及び②職員用の借上宿舍に係る建物の賃貸借契約件数が多いことが挙げられ、平成 28 年度は、①の契約が 3 件、②の契約が 68 件の合計 71 件であり、契約全体（143 件）の 49.7%、随意契約全体（101 件）の 70.3%を占めている。

このような建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。

この点、①については、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民が利用しやすい環境にあり、かつ、地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、おのずと物件は特定され、また、②についても、職員の能率的な職務遂行を確保するために事務所からの通勤の利便等を考慮するとともに、貸与対象職員の職務の級等に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のない UR 都市機構が管理する物

件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定する取扱いであること等から、おのずと物件は特定され、随意契約によることがやむを得ない状況となっている。

なお、契約対象の建物は物件によって賃料が異なることから、これらの賃貸借契約に当たり、①については、複数物件の中から利用者の利便性、面積、賃料等の条件を総合的に勘案し、また、②についても、①同様、複数物件の諸条件を総合的に勘案するとともに、上記のとおり、敷金や礼金の負担が生じないという条件も考慮した上で物件を選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約（第3表（内訳3）及び（内訳4））

これらの契約については、その性質上競争契約になじまず、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第1表「総表」の「競争性のない随意契約」中、「他との互換性がない契約」の全体件数は第3表（内訳5）のとおり23件で全体の16.1%、契約金額にして約2億500万円で全体の5.9%となっている。これらの案件について、随意契約とした理由は下記のとおりである。

ア 判例等検索データベースの利用契約（第3表No. 16ないし19）

支援センターに寄せられる多様な事件を処理するためにインターネット上で利用している判例・法令等検索データベースについては、現在、複数の業者から提供されているところ、各データベースの主な搭載内容は下記のとおり区々であることから、常勤弁護士が事案に応じた判例等を適切に調査するに当たっては、複数のデータベースを利用している実情にある。

- ①判例秘書（判例タイムズに掲載された判例等、金融法務の実務問題）
- ②TKC ローライブラリー（刑事事件量刑データベース）
- ③Westlaw Japan（交通事故に関する判例）
- ④D1-Law.com（各種法令の改正履歴情報、紛争類型別要件事実解説データベース）

これらを利用するためには、当該データベースを提供している者と個々に契約する以外に方法がなく、随意契約とならざるを得なかったものである。

イ NHK放送受信契約（第3表No. 23）

これは、放送法第64条第1項に基づいて日本放送協会と契約したものであり、その性質上競争契約になじまず、随意契約とならざるを得なかったものである。

ウ 携帯・スマートフォン対応フォーム作成業務契約（第3表No. 36）

支援センターのホームページは、Webコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報等を一元的に保存・管理し、サイトの構築や編集が可能なコンテンツマネージメントシステム（以下「CMS」という。）を使用していると

ころ、このCMSは、彼方株式会社の自社開発・販売製品であり、同社以外にCMSに関するノウハウを有している者は存在しない。

平成28年度において、ホームページへのアクセスツールとして携帯・スマートフォンを利用するユーザーに対応するため、ホームページ上のメール受付フォームに、携帯・スマートフォン対応フォームを新設する必要性が生じたところ、当該新設作業については、CMSのノウハウを有している彼方株式会社に発注するほかに方法がなく、随意契約とならざるを得なかったものである。

エ 一般競争入札不落事案（第3表（内訳6））

これらは、入札を実施したものの、いずれも予定価格に達しなかったために、随意契約を行ったものである。

オ システム改修、保守等業務委託（第3表（内訳7））

これらは、支援センターの業務システムの開発を行っている業者以外の者に取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

3 一般競争入札等における一者応札の改善について

平成27年度において、競争性のある契約28件中、一者応札は2件で全体の7.1%であったが、平成28年度においては、42件中4件で全体の9.5%と、契約10件に対し1件程度の割合となっている。

これまでに一者応札となった原因として、支援センターにおいて一般競争入札により各種の調達を実施していることの周知不足が考えられることから、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して積極的に入札情報のPRを行うなど、参入可能であることについて改めて周知を図ることにより、新規業者の開拓を進めている。

また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札に係る各種様式等も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できる措置を講じている。

なお、平成22年度以降は、支援センターのホームページに応募者を増やすための改善方法を公表することにより、競争性の確保に努めている。

平成28年度に一者応札となった4件のうち2件については、上記改善措置を適切に講じていたものの、そもそも仕様に対応可能な業者が限定される調達内容であったことから、結果的に一者応札となった案件として整理することができる一方で、残りの2件は、支援センター側の調達スケジュール等に問題があったことが明らかであり、今後の課題として、改善に向けた取組が必要である。

4 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則第25条の規定に基づきいわゆる少額随意

契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成 21 年度からは、上記に加え、予定価格及び落札率を公表事項として追加するとともに、更に競争入札分についても同様に公表を開始し、平成 22 年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

5 契約に関する規程等の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めているところ、これら規程等において、契約を締結する場合の原則的な取扱いを一般競争入札とし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成 22 年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、同契約を締結する場合の契約期間に関する規定を設けており、以降、当該規定に基づいた運用が行われている。

※ 会計規程（平成 18 年規程第 1 号）

（期間の定めのない契約及び複数年契約）

第 14 条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が 1 年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不動産の賃貸借契約 3 年以内

(2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7 年以内

(3) その他 1 年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3 年以内

6 契約事務に係る執行体制について

契約に関する事務については、会計規程及び契約事務取扱細則に従って処理している。具体的には、契約に当たり、一般競争入札によることを原則としており、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起案し、財務会計課内の決裁を経た上で、金額に応じて総務部長以上の決裁を仰ぐことにより、その適正性を担保している。

また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上で、金額に応じて同様に決裁を仰ぐものとしている。

※ 文書決裁規程（平成 18 年規程第 6 号）別表に基づき、予定価格が 50 万円未満の契約は財務会計課長、50 万円以上 300 万円未満のものは総務部長、300 万円以上 1,000 万円未満のものは事務局長、1,000 万円以上のものは理事長決裁となっている。